

SMT 国内債券インデックス・オープン
追加型投信／国内／債券／インデックス型

投資信託説明書
(請求目論見書)
2025 年 2 月 11 日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

※本書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。

SMT 国内債券インデックス・オープンの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年2月10日に関東財務局長に提出しており、2025年2月11日にその届出の効力が生じております。

発行者名 : 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

代表者の役職・氏名 : 代表取締役社長 菱田 賀夫

本店の所在の場所 : 東京都港区芝公園一丁目1番1号

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

目次

第一部【証券情報】	1
(1)【ファンドの名称】	1
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3)【発行（売出）価額の総額】	1
(4)【発行（売出）価格】	1
(5)【申込手数料】	1
(6)【申込単位】	2
(7)【申込期間】	2
(8)【申込取扱場所】	2
(9)【払込期日】	2
(10)【払込取扱場所】	2
(11)【振替機関に関する事項】	2
(12)【その他】	2
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
1【ファンドの性格】	4
2【投資方針】	13
3【投資リスク】	21
4【手数料等及び税金】	24
5【運用状況】	28
第2【管理及び運営】	35
1【申込（販売）手続等】	35
2【換金（解約）手続等】	37
3【資産管理等の概要】	39
4【受益者の権利等】	43
第3【ファンドの経理状況】	44
1【財務諸表】	47
2【ファンドの現況】	88
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	89
第三部【委託会社等の情報】	90
第1【委託会社等の概況】	90
1【委託会社等の概況】	90
2【事業の内容及び営業の概況】	91
3【委託会社等の経理状況】	92
4【利害関係人との取引制限】	126
5【その他】	126
約款	

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

SMT 国内債券インデックス・オープン

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ①追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。
- ②三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ③当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額（※）とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に、2.2%（税抜 2.0%）（※）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

※「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「分配金再投資コース」(税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース) で再投資する場合は 1 円以上 1 円単位です。

(7) 【申込期間】

2025 年 2 月 11 日から 2025 年 8 月 12 日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前 9 時から午後 5 時までとします。)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。

継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

＜振替受益権について＞

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記

載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

<受益権の取得申込みの方法>

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱い、原則として、営業日の午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<申込みコース>

「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。

販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

<受益権の取得申込みの受付の中止等>

収益分配金の再投資をする場合を除き、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、わが国の公社債に投資し、NOMURA－BPI 総合に連動する投資成果を目指します。

<信託金限度額>

上限 3,000 億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

<基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MR F	特殊型
	内外	不動産投信	E T F	
		その他資産 ()		
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリーフ アンド	あり ()	日経 225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本			T O P I X	条件付運用型
大型株						
中小型株	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (NOMURA - BPI 総合)	ロング・ショート型/絶対 収益追求型
債券	年6回 (隔月)	欧州				その他 ()
一般		アジア				
公債	年12回 (毎月)	オセアニア				
社債						
その他債券	日々	中南米				
クレジット属性 ()	その他 ()	アフリカ				
不動産投信		中近東 (中東)				
その他資産 (投資信託証券 (債券一般))		エマージン グ				
資産複合 ()						
資産配分 固定型						
資産配分 変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

(1) 株式

- ①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年 1 回…目論見書又は投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年 2 回…目論見書又は投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年 4 回…目論見書又は投資信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年 6 回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年 12 回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年 12 回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

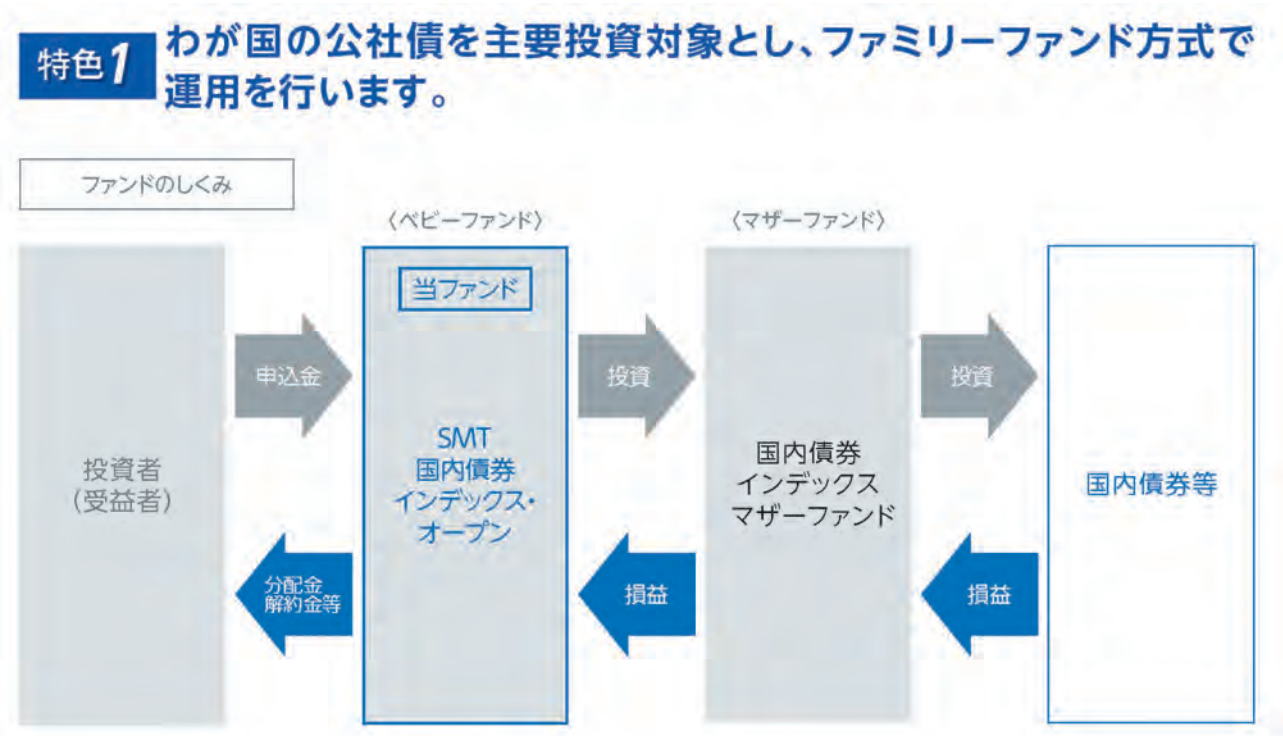
- (1) 日経 225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

◆ESG 分類：当ファンドは ESG 投信ではありません。

<ファンドの特色>



※各ファンドの純資産総額(2024年11月末現在)
ベビーファンド:224.16億円、マザーファンド:7,083.72億円

? ファミリーファンド方式とは
投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

<マザーファンドの概要>

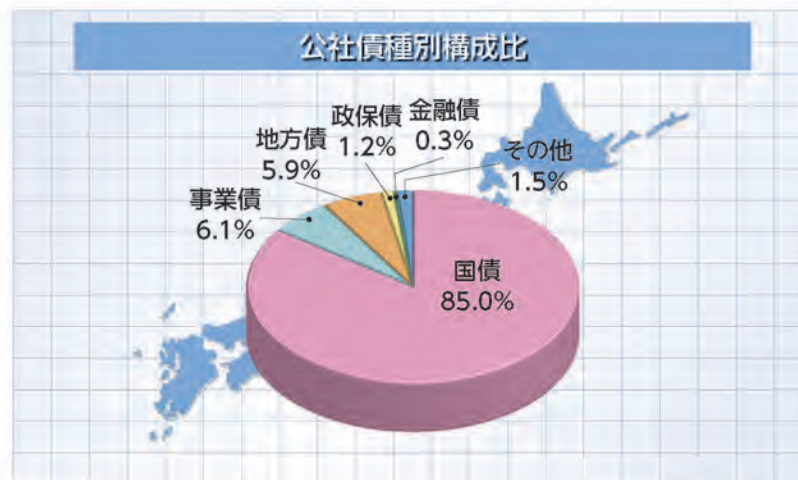
マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
国内債券インデックスマザーファンド	わが国の公社債	この投資信託は、わが国の公社債を中心に投資を行い、NOMURA-BPI総合と連動する投資成果を目標として運用を行います。

特色2 NOMURA-BPI総合に連動する投資成果を目指します。

NOMURA-BPI総合とは

インデックスの概要 (2024年11月末現在)

構成国	1カ国(日本)
構成銘柄数	16,218銘柄
時価総額	約1,106兆円



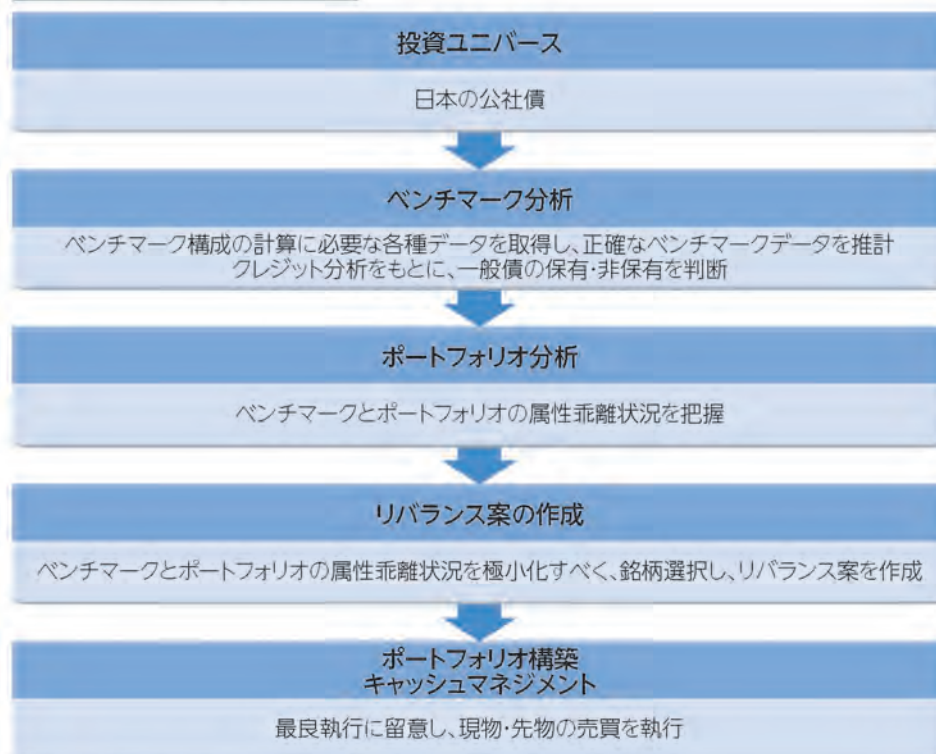
(出所) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社のデータをもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

※公社債種別構成比は端数処理の関係で合計値が100%とならない場合があります。

※「NOMURA-BPI総合」とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。

同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

マザーファンドの投資プロセス



※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

分配方針

- 年2回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。
ただし、分配を行わないことがあります。
 - 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 外貨建資産への投資は行いません。

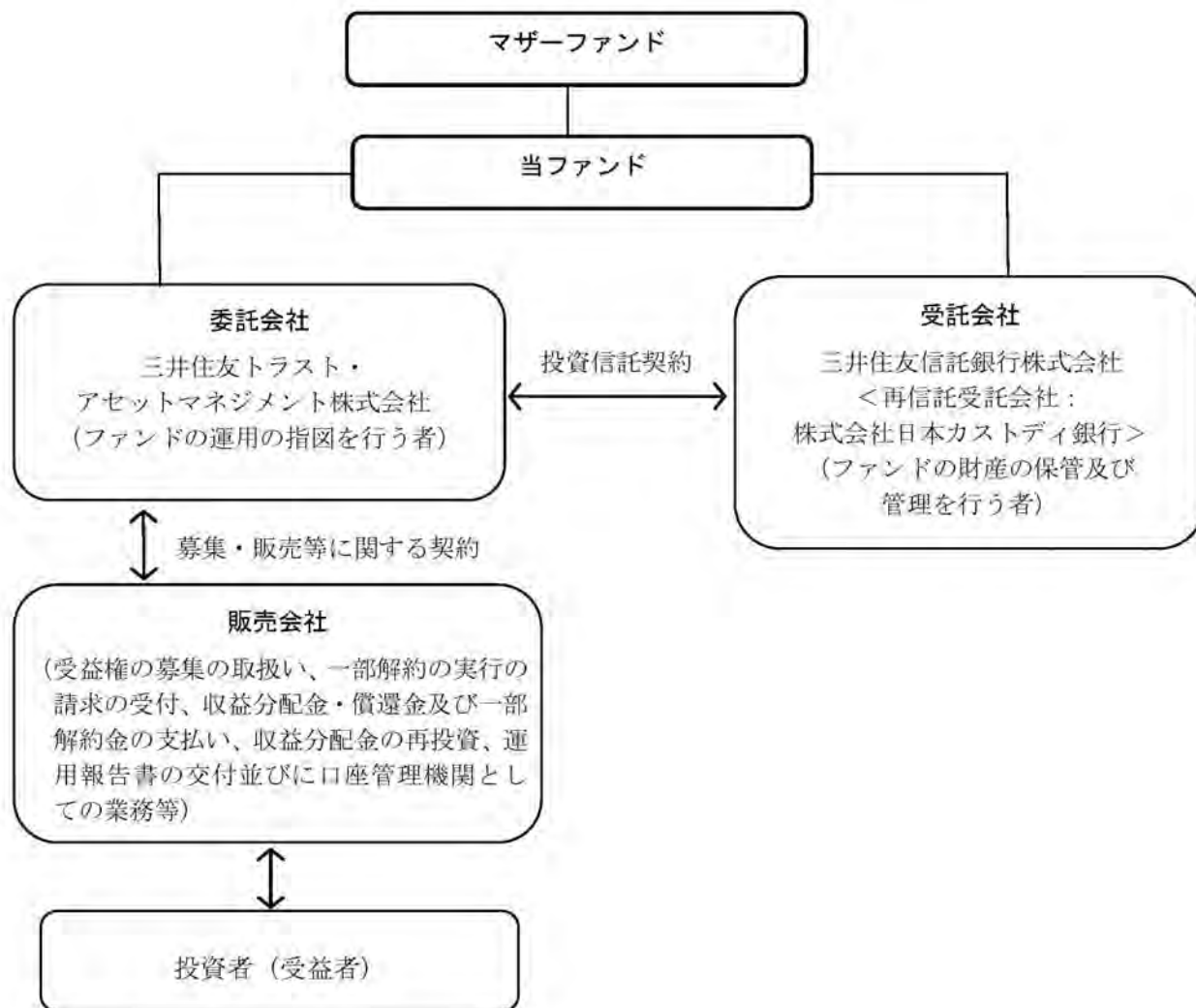
資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2008年1月9日	本ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始
2012年4月1日	本ファンドの名称を「STAM 国内債券インデックス・オープン」から「SMT 国内債券インデックス・オープン」に変更 本ファンドの主要投資対象である「住信 国内債券インデックス マザーファンド」の名称を「国内債券インデックス マザーファンド」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

①当ファンドの仕組み及び関係法人



②委託会社の概況（2024年11月29日現在）

イ．資本金の額：20億円

ロ．委託会社の沿革

- 1986年11月1日：住信キャピタルマネジメント株式会社設立
- 1987年2月20日：投資顧問業の登録
- 1987年9月9日：投資一任契約に係る業務の認可
- 1990年10月1日：住信投資顧問株式会社に商号変更
- 1999年2月15日：住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 1999年3月25日：証券投資信託委託業の認可
- 2007年9月30日：金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）
- 2012年4月1日：中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 2018年10月1日：三井住友信託銀行株式会社の運用事業に係る権利義務を承継

ハ．大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
三井住友トラストグループ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

(イ) 基本方針

本ファンドは、主として「国内債券インデックス マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。）への投資を通じてわが国の公社債を中心に投資を行い、NOMURA－BPI 総合と連動する投資成果を目標として運用を行います。

(ロ) 運用方法

①投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債に直接投資することもあります。

②投資態度

- 1) 主として、マザーファンド受益証券に投資し、NOMURA－BPI 総合に連動する投資成果を目標として運用を行います。
- 2) 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の実質組入総額と債券先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 3) 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- 4) 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。
- 5) ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

(イ) 本ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(ロ) 委託者は、信託金を主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券ならびに次に掲げる有価

証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号から第 11 号の証券または証書の性質を有するもの
13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で第 21 号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するもの、および第 14 号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

（ハ）委託者は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（二）前記（ロ）の規定にかかわらず、本ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前記（ハ）第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（参考）マザーファンドの概要

「国内債券インデックス マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の公社債を中心に投資を行い、NOMURA－BPI 総合と連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ①NOMURA－BPI 総合をベンチマークとし、その動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ②投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ③ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ④投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑤投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。

3. 運用制限

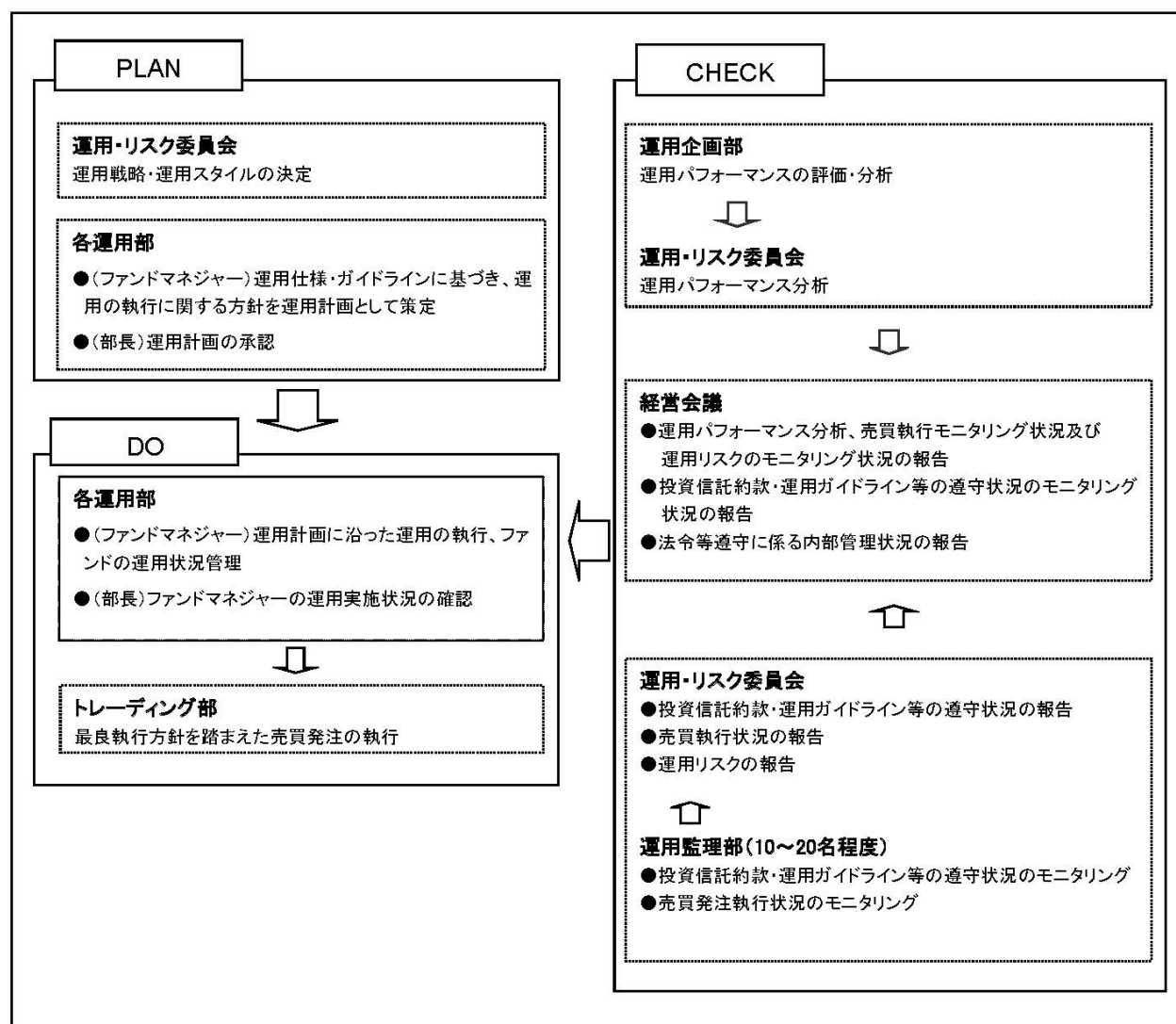
- ①同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③外貨建資産への投資は、行いません。
- ④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エク

ポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

- ⑤デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

(4)【分配方針】

- ・年 2 回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないことがあります。
- ・分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

＜約款に定める投資制限＞

- ①株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ④同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ⑥投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ⑦外貨建資産への投資は行いません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ⑧委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。前文の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。（投資信託約款第 19 条）
- ⑨委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の

発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。(投資信託約款第 22 条)

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第 5 号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑩委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。また、委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。(投資信託約款第 23 条)

⑪委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。(投資信託約款第 24 条)

⑫委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことを指図することができます。金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。また、金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。(投資信託約款第 25 条)

⑬委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。(投資信託約款第 26 条)

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の

時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

⑭委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算において投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。（投資信託約款第 27 条）

⑮委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができ、この指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。（投資信託約款第 28 条）

⑯委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。（投資信託約款第 34 条）

⑰一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

⑱デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

※前記①から⑥における「実質投資割合」とは、本ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、本ファンドの投資信託財産に属する前記①から⑥に掲げる当該各資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該各資産の時価総額のうち本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額の合計額の割合をいいます。また、「本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、本ファンドの投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。前記⑩および⑫における「投資信託財産に属するとみなした額」も同様です。

<関連法令に基づく投資制限>

イ．同一の法人の発行する株式への投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

①金利変動リスク

債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

②信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

③流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ①ファンドは、NOMURA-BPI 総合と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。
- ②同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。
- ③分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ④ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ⑤ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる

可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

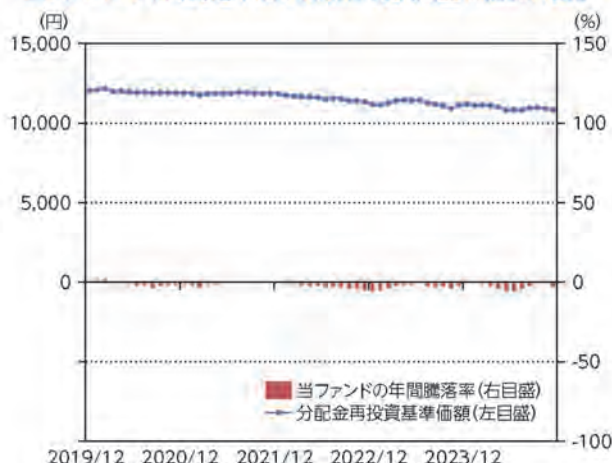
(2) リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

- ・運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

【参考情報】

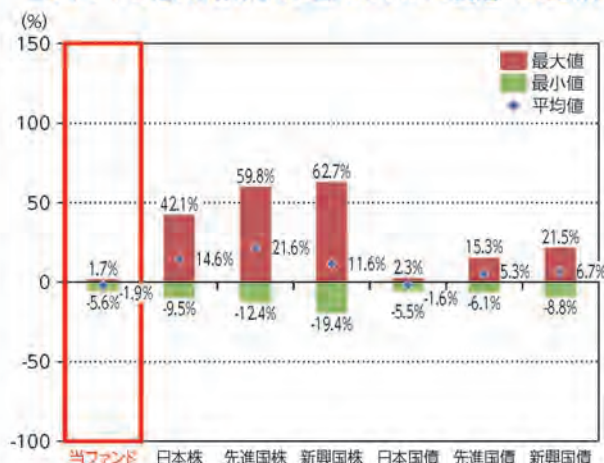
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*2019年12月～2024年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数について

日本株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み)	TOPIX (東証株価指数)とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての可能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数の指数値及び同指数に係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCIコクサイインデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコクサイインデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公算固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPMorganグローバル・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)	本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

①取得申込受付日の基準価額に、2.2%（税抜 2.0%）（※1）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社に支払われます。

※1：「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます（以下同じ。）。

②「分配金再投資コース」（※2）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

※2：収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

③上記①及び②の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

(2)【換金（解約）手数料】

＜解約手数料＞

ありません。

＜信託財産留保額＞

ご解約時には、解約請求受付日の基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を信託財産留保額（※）として当該基準価額から控除します。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.407%（税抜 0.37%）を乗じて得た額とします（信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率）。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率 0.154% （税抜 0.14%）	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率 0.209% （税抜 0.19%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率 0.044% （税抜 0.04%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

②信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

- ①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。
- ②借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。
- ③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（※）、先物取引・オプション取引に要する費用（※）、組入資産の保管に要する費用（※）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。
- ④投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、受益者の負担とし、日々計上のうえ毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料

先物取引・オプション取引に要する費用は、売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料

財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税 率（内 訳）
2037 年 12 月 31 日まで	20.315%（所得税 15.315%、住民税 5%）
2038 年 1 月 1 日以降	20%（所得税 15%、住民税 5%）

（2037 年 12 月 31 日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

ロ．一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ．の表の通りです。

ハ．損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等（公募株式投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）及び譲渡所得等との損益通算が可能です。

ニ．少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税 率 （所得税のみ）
2037 年 12 月 31 日まで	15.315%
2038 年 1 月 1 日以降	15%

（2037 年 12 月 31 日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

③個別元本について

イ．追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。

ロ．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ハ．ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

ニ．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について」をご参照ください。）

④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2024 年 11 月 29 日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(1+2)	運用管理費用の比率 1	その他費用の比率 2
0.42%	0.41%	0.01%

※対象期間は2024年5月11日～2024年11月11日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

以下は、2024 年 11 月 29 日現在の状況について記載してあります。

【SMT 国内債券インデックス・オープン】

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	22,405,071,795	99.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	11,197,967	0.05
合計(純資産総額)		22,416,269,762	100.00

(注 1) 国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注 2) 投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券インデックス マザーファンド	17,179,168,682	1.3073	22,458,327,218	1.3042	22,405,071,795	99.95

(注 1) 国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注 2) 投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.95
合計	99.95

(注) 投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

		純資産総額（円）		1 万口当たりの純資産額（円）	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 15 期計算期間末	(2015 年 5 月 11 日)	8,940,681,279	8,940,681,279	11,405	11,405
第 16 期計算期間末	(2015 年 11 月 10 日)	9,689,682,166	9,689,682,166	11,490	11,490

第 17 期計算期間末	(2016 年 5 月 10 日)	11, 128, 827, 418	11, 128, 827, 418	12, 117	12, 117
第 18 期計算期間末	(2016 年 11 月 10 日)	11, 429, 906, 685	11, 429, 906, 685	12, 004	12, 004
第 19 期計算期間末	(2017 年 5 月 10 日)	12, 705, 311, 972	12, 705, 311, 972	11, 828	11, 828
第 20 期計算期間末	(2017 年 11 月 10 日)	14, 469, 503, 805	14, 469, 503, 805	11, 839	11, 839
第 21 期計算期間末	(2018 年 5 月 10 日)	16, 625, 312, 200	16, 625, 312, 200	11, 867	11, 867
第 22 期計算期間末	(2018 年 11 月 12 日)	19, 721, 627, 990	19, 721, 627, 990	11, 773	11, 773
第 23 期計算期間末	(2019 年 5 月 10 日)	21, 550, 239, 467	21, 550, 239, 467	12, 016	12, 016
第 24 期計算期間末	(2019 年 11 月 11 日)	23, 056, 782, 675	23, 056, 782, 675	12, 047	12, 047
第 25 期計算期間末	(2020 年 5 月 11 日)	26, 250, 792, 071	26, 250, 792, 071	11, 966	11, 966
第 26 期計算期間末	(2020 年 11 月 10 日)	26, 441, 442, 485	26, 441, 442, 485	11, 898	11, 898
第 27 期計算期間末	(2021 年 5 月 10 日)	28, 689, 076, 479	28, 689, 076, 479	11, 871	11, 871
第 28 期計算期間末	(2021 年 11 月 10 日)	29, 504, 763, 419	29, 504, 763, 419	11, 871	11, 871
第 29 期計算期間末	(2022 年 5 月 10 日)	28, 434, 620, 202	28, 434, 620, 202	11, 581	11, 581
第 30 期計算期間末	(2022 年 11 月 10 日)	27, 972, 676, 376	27, 972, 676, 376	11, 351	11, 351
第 31 期計算期間末	(2023 年 5 月 10 日)	27, 724, 715, 414	27, 724, 715, 414	11, 421	11, 421
第 32 期計算期間末	(2023 年 11 月 10 日)	26, 540, 412, 243	26, 540, 412, 243	11, 026	11, 026
第 33 期計算期間末	(2024 年 5 月 10 日)	21, 935, 093, 189	21, 935, 093, 189	10, 954	10, 954
第 34 期計算期間末	(2024 年 11 月 11 日)	20, 379, 830, 739	20, 379, 830, 739	10, 869	10, 869
	2023 年 11 月末日	23, 907, 493, 897	—	11, 149	—
	12 月末日	23, 432, 524, 358	—	11, 191	—
	2024 年 1 月末日	22, 895, 799, 740	—	11, 106	—
	2 月末日	22, 920, 232, 406	—	11, 138	—
	3 月末日	22, 837, 540, 214	—	11, 122	—
	4 月末日	22, 103, 500, 193	—	10, 991	—
	5 月末日	21, 991, 460, 125	—	10, 812	—
	6 月末日	21, 705, 303, 567	—	10, 838	—
	7 月末日	21, 488, 845, 428	—	10, 823	—
	8 月末日	21, 067, 437, 172	—	10, 947	—
	9 月末日	20, 806, 362, 247	—	10, 974	—
	10 月末日	20, 543, 309, 458	—	10, 914	—
	11 月末日	22, 416, 269, 762	—	10, 835	—

②【分配の推移】

	期 間	1 万口当たりの分配金 (円)
第 15 期計算期間	2014 年 11 月 11 日～2015 年 5 月 11 日	0
第 16 期計算期間	2015 年 5 月 12 日～2015 年 11 月 10 日	0
第 17 期計算期間	2015 年 11 月 11 日～2016 年 5 月 10 日	0
第 18 期計算期間	2016 年 5 月 11 日～2016 年 11 月 10 日	0

第 19 期計算期間	2016 年 11 月 11 日～2017 年 5 月 10 日	0
第 20 期計算期間	2017 年 5 月 11 日～2017 年 11 月 10 日	0
第 21 期計算期間	2017 年 11 月 11 日～2018 年 5 月 10 日	0
第 22 期計算期間	2018 年 5 月 11 日～2018 年 11 月 12 日	0
第 23 期計算期間	2018 年 11 月 13 日～2019 年 5 月 10 日	0
第 24 期計算期間	2019 年 5 月 11 日～2019 年 11 月 11 日	0
第 25 期計算期間	2019 年 11 月 12 日～2020 年 5 月 11 日	0
第 26 期計算期間	2020 年 5 月 12 日～2020 年 11 月 10 日	0
第 27 期計算期間	2020 年 11 月 11 日～2021 年 5 月 10 日	0
第 28 期計算期間	2021 年 5 月 11 日～2021 年 11 月 10 日	0
第 29 期計算期間	2021 年 11 月 11 日～2022 年 5 月 10 日	0
第 30 期計算期間	2022 年 5 月 11 日～2022 年 11 月 10 日	0
第 31 期計算期間	2022 年 11 月 11 日～2023 年 5 月 10 日	0
第 32 期計算期間	2023 年 5 月 11 日～2023 年 11 月 10 日	0
第 33 期計算期間	2023 年 11 月 11 日～2024 年 5 月 10 日	0
第 34 期計算期間	2024 年 5 月 11 日～2024 年 11 月 11 日	0

③【収益率の推移】

	期 間	収益率 (%)
第 15 期計算期間	2014 年 11 月 11 日～2015 年 5 月 11 日	0.6
第 16 期計算期間	2015 年 5 月 12 日～2015 年 11 月 10 日	0.7
第 17 期計算期間	2015 年 11 月 11 日～2016 年 5 月 10 日	5.5
第 18 期計算期間	2016 年 5 月 11 日～2016 年 11 月 10 日	△0.9
第 19 期計算期間	2016 年 11 月 11 日～2017 年 5 月 10 日	△1.5
第 20 期計算期間	2017 年 5 月 11 日～2017 年 11 月 10 日	0.1
第 21 期計算期間	2017 年 11 月 11 日～2018 年 5 月 10 日	0.2
第 22 期計算期間	2018 年 5 月 11 日～2018 年 11 月 12 日	△0.8
第 23 期計算期間	2018 年 11 月 13 日～2019 年 5 月 10 日	2.1
第 24 期計算期間	2019 年 5 月 11 日～2019 年 11 月 11 日	0.3
第 25 期計算期間	2019 年 11 月 12 日～2020 年 5 月 11 日	△0.7
第 26 期計算期間	2020 年 5 月 12 日～2020 年 11 月 10 日	△0.6
第 27 期計算期間	2020 年 11 月 11 日～2021 年 5 月 10 日	△0.2
第 28 期計算期間	2021 年 5 月 11 日～2021 年 11 月 10 日	0.0
第 29 期計算期間	2021 年 11 月 11 日～2022 年 5 月 10 日	△2.4
第 30 期計算期間	2022 年 5 月 11 日～2022 年 11 月 10 日	△2.0
第 31 期計算期間	2022 年 11 月 11 日～2023 年 5 月 10 日	0.6
第 32 期計算期間	2023 年 5 月 11 日～2023 年 11 月 10 日	△3.5
第 33 期計算期間	2023 年 11 月 11 日～2024 年 5 月 10 日	△0.7
第 34 期計算期間	2024 年 5 月 11 日～2024 年 11 月 11 日	△0.8

(注 1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に 100 を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第15期計算期間	2014年11月11日～2015年5月11日	3,282,806,865	1,923,453,760	7,839,271,096
第16期計算期間	2015年5月12日～2015年11月10日	2,166,687,541	1,572,588,079	8,433,370,558
第17期計算期間	2015年11月11日～2016年5月10日	2,578,229,241	1,827,449,643	9,184,150,156
第18期計算期間	2016年5月11日～2016年11月10日	1,781,940,704	1,444,677,700	9,521,413,160
第19期計算期間	2016年11月11日～2017年5月10日	2,502,734,797	1,282,205,749	10,741,942,208
第20期計算期間	2017年5月11日～2017年11月10日	3,658,253,620	2,177,979,358	12,222,216,470
第21期計算期間	2017年11月11日～2018年5月10日	4,100,925,368	2,313,439,170	14,009,702,668
第22期計算期間	2018年5月11日～2018年11月12日	4,821,613,379	2,080,391,932	16,750,924,115
第23期計算期間	2018年11月13日～2019年5月10日	3,528,658,228	2,344,496,472	17,935,085,871
第24期計算期間	2019年5月11日～2019年11月11日	3,925,958,702	2,722,002,352	19,139,042,221
第25期計算期間	2019年11月12日～2020年5月11日	5,586,272,912	2,786,737,055	21,938,578,078
第26期計算期間	2020年5月12日～2020年11月10日	3,293,515,980	3,007,953,797	22,224,140,261
第27期計算期間	2020年11月11日～2021年5月10日	4,393,836,927	2,451,266,493	24,166,710,695
第28期計算期間	2021年5月11日～2021年11月10日	2,741,032,564	2,052,435,775	24,855,307,484
第29期計算期間	2021年11月11日～2022年5月10日	2,868,157,113	3,170,864,062	24,552,600,535
第30期計算期間	2022年5月11日～2022年11月10日	2,132,905,145	2,041,420,549	24,644,085,131
第31期計算期間	2022年11月11日～2023年5月10日	1,921,026,522	2,289,168,223	24,275,943,430
第32期計算期間	2023年5月11日～2023年11月10日	1,948,433,650	2,152,656,316	24,071,720,764
第33期計算期間	2023年11月11日～2024年5月10日	1,435,377,038	5,482,823,691	20,024,274,111
第34期計算期間	2024年5月11日～2024年11月11日	1,472,162,253	2,745,954,656	18,750,481,708

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考)

国内債券インデックス マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	601,783,154,490	84.95
地方債証券	日本	36,015,529,227	5.08
特殊債券	日本	36,878,562,886	5.21
	国際機関	297,516,000	0.04
	小計	37,176,078,886	5.25
社債券	日本	30,623,700,000	4.32
	フランス	1,389,726,000	0.20
	オーストラリア	99,418,000	0.01
	韓国	99,251,000	0.01

小計		32,212,095,000	4.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,185,134,928	0.17
合計(純資産総額)		708,371,992,531	100.00

(注1) 国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第350回利付国債(10年)	6,570,000,000	98.46	6,469,413,300	98.30	6,458,572,800	0.100	2028/3/20	0.91
日本	国債証券	第371回利付国債(10年)	6,660,000,000	95.31	6,348,310,100	95.87	6,385,541,400	0.400	2033/6/20	0.90
日本	国債証券	第150回利付国債(5年)	6,340,000,000	98.92	6,272,004,000	98.83	6,266,139,000	0.005	2026/12/20	0.88
日本	国債証券	第369回利付国債(10年)	6,170,000,000	96.65	5,963,836,000	97.25	6,000,510,100	0.500	2032/12/20	0.85
日本	国債証券	第370回利付国債(10年)	6,100,000,000	96.24	5,870,931,600	96.98	5,916,207,000	0.500	2033/3/20	0.84
日本	国債証券	第344回利付国債(10年)	5,900,000,000	99.31	5,859,467,000	99.14	5,849,496,000	0.100	2026/9/20	0.83
日本	国債証券	第363回利付国債(10年)	6,060,000,000	95.66	5,797,405,400	95.91	5,812,327,800	0.100	2031/6/20	0.82
日本	国債証券	第147回利付国債(5年)	5,830,000,000	99.42	5,796,186,000	99.33	5,790,939,000	0.005	2026/3/20	0.82
日本	国債証券	第365回利付国債(10年)	6,027,000,000	94.86	5,717,546,900	95.39	5,749,275,840	0.100	2031/12/20	0.81
日本	国債証券	第346回利付国債(10年)	5,750,000,000	99.08	5,697,387,500	98.90	5,686,807,500	0.100	2027/3/20	0.80
日本	国債証券	第359回利付国債(10年)	5,865,000,000	96.67	5,669,861,500	96.64	5,667,936,000	0.100	2030/6/20	0.80
日本	国債証券	第367回利付国債(10年)	5,890,000,000	95.03	5,597,294,500	95.49	5,624,419,900	0.200	2032/6/20	0.79
日本	国債証券	第372回利付国債(10年)	5,660,000,000	98.27	5,562,256,700	98.94	5,600,117,200	0.800	2033/9/20	0.79
日本	国債証券	第362回利付国債(10年)	5,810,000,000	95.90	5,572,117,400	96.15	5,586,315,000	0.100	2031/3/20	0.79
日本	国債証券	第373回利付国債(10年)	5,730,000,000	96.26	5,516,019,400	96.96	5,555,922,600	0.600	2033/12/20	0.78
日本	国債証券	第375回利付国債(10年)	5,500,000,000	101.82	5,600,435,000	100.78	5,543,065,000	1.100	2034/6/20	0.78
日本	国債証券	第368回利付国債(10年)	5,740,000,000	94.75	5,438,650,000	95.21	5,465,054,000	0.200	2032/9/20	0.77
日本	国債証券	第361回利付国債(10年)	5,580,000,000	96.07	5,360,970,000	96.32	5,374,767,600	0.100	2030/12/20	0.76
日本	国債証券	第153回利付国債(5年)	5,450,000,000	98.75	5,382,211,400	98.51	5,369,285,500	0.005	2027/6/20	0.76
日本	国債証券	第154回利付国債(5年)	5,400,000,000	98.90	5,340,984,000	98.60	5,324,886,000	0.100	2027/9/20	0.75
日本	国債証券	第366回利付国債(10年)	5,510,000,000	95.22	5,246,987,400	95.79	5,278,414,700	0.200	2032/3/20	0.75
日本	国債証券	第374回利付国債	5,320,000,000	97.65	5,195,287,100	98.38	5,233,922,400	0.800	2034/3/20	0.74

		債（１０年）								
日本	国債証券	第３５１回利付国債（１０年）	5,325,000,000	98.29	5,234,346,200	98.12	5,225,209,500	0.100	2028/6/20	0.74
日本	国債証券	第１５１回利付国債（５年）	5,250,000,000	98.77	5,185,502,500	98.68	5,181,015,000	0.005	2027/3/20	0.73
日本	国債証券	第１５８回利付国債（５年）	5,260,000,000	98.39	5,175,586,600	98.30	5,170,790,400	0.100	2028/3/20	0.73
日本	国債証券	第３６０回利付国債（１０年）	5,290,000,000	96.34	5,096,386,000	96.46	5,103,104,300	0.100	2030/9/20	0.72
日本	国債証券	第３４９回利付国債（１０年）	5,160,000,000	98.65	5,090,494,800	98.45	5,080,432,800	0.100	2027/12/20	0.72
日本	国債証券	第３６４回利付国債（１０年）	5,070,000,000	95.08	4,820,901,000	95.67	4,850,469,000	0.100	2031/9/20	0.68
日本	国債証券	第３７６回利付国債（１０年）	4,900,000,000	99.01	4,851,712,400	98.66	4,834,683,000	0.900	2034/9/20	0.68
日本	国債証券	第３４５回利付国債（１０年）	4,880,000,000	99.20	4,841,057,600	99.02	4,832,517,600	0.100	2026/12/20	0.68

(注１)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注２)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	84.95
地方債証券	5.08
特殊債券	5.25
社債券	4.55
合計	99.83

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

運用実績

当初設定日：2008年 1 月 9 日
作成基準日：2024年11月29日



主要な資産の状況

銘柄名	国／地域	種類	利率	償還期限	実質投資比率
第350回利付国債(10年)	日本	国債	0.100%	2028/03/20	0.9%
第371回利付国債(10年)	日本	国債	0.400%	2033/06/20	0.9%
第150回利付国債(5年)	日本	国債	0.005%	2026/12/20	0.9%
第369回利付国債(10年)	日本	国債	0.500%	2032/12/20	0.8%
第370回利付国債(10年)	日本	国債	0.500%	2033/03/20	0.8%
第344回利付国債(10年)	日本	国債	0.100%	2026/09/20	0.8%
第363回利付国債(10年)	日本	国債	0.100%	2031/06/20	0.8%
第147回利付国債(5年)	日本	国債	0.005%	2026/03/20	0.8%
第365回利付国債(10年)	日本	国債	0.100%	2031/12/20	0.8%
第346回利付国債(10年)	日本	国債	0.100%	2027/03/20	0.8%

※実質投資比率は純資産総額に対する比率です。



記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<申込手続>

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

<申込コース>

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」(※)の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

※「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

<申込みの受付>

お申込みの受付は、原則として、営業日の午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<申込単位>

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1円以上1円単位とします。）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<申込価額>

取得申込受付日の基準価額とします。

(注) 分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

<申込手数料>

前記 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料をご覧ください。

<申込代金の支払い>

販売会社が定める期日までにお支払いください。

<受付不可日>

ありません。

<申込受付の中止等>

収益分配金を再投資する場合を除き、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

<その他>

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の

増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前 9 時から午後 5 時までとします。)

2【換金（解約）手続等】

<一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

<一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として、営業日の午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<一部解約単位>

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の基準価額から、当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<https://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

<一部解約代金の支払い>

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

<受付不可日>

ありません。

<一部解約受付の中止等>

委託会社は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記<解約価額>の規定に準じて計算された価額とします。

<一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

<その他>

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請

求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前 9 時から午後 5 時までとします。)

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額の算出頻度>

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

<主要な投資対象資産の評価方法>

①本ファンドの主要な投資対象であるマザーファンド受益証券の評価方法

原則として、本ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主要な投資対象である公社債の評価方法

原則として、次のいずれかから入手した価額で評価します。

- 1) 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）
- 2) 価格情報会社の提供する価額
- 3) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）

<基準価額の照会方法>

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<https://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。（2008年1月9日設定）

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了（償還）と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年5月11日から11月10日までおよび11月11日から翌年5月10日までとします。（第

1 計算期間は、2008 年 1 月 9 日から 2008 年 5 月 12 日までとします。）

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞

（１）投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

①委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

- ・受益権の口数が５億口を下回ることとなった場合
- ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。

④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

（２）投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）に係る書面決議の手続き

委託会社は上記（１）①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この投資信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

③上記①の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

④上記①から③までの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記①から③までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

＜投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き＞

（１）投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うことができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更又はファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容

を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基いて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従います。

(2) 重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）又はファンドの併合について、以下の手続きで行います。

- ①委託会社は、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合（併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更又はファンドの併合の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ③上記①の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ④書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑤上記①から④までの規定は、委託会社が重大な約款変更又はファンドの併合について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑥当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

<受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い>

- ①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記<投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- ②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

<運用報告書>

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

<関係法人との契約の更改手続き>

- ・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

<公告>

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

<混蔵寄託>

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

<投資信託財産の登記等及び記載等の留保等>

- ①信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。
- ②上記①ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。
- ③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

- ①受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③上記②の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。
- ④上記②に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑤受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

- ①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
- ②償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期計算期間(2024年5月11日から2024年11月11日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 1 月 20 日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている SMT 国内債券インデックス・オープンの 2024 年 5 月 11 日から 2024 年 11 月 11 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMT 国内債券インデックス・オープンの 2024 年 11 月 11 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を

開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【SMT 国内債券インデックス・オープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 33 期 (2024 年 5 月 10 日現在)	第 34 期 (2024 年 11 月 11 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	68,630,433	65,395,916
親投資信託受益証券	21,924,118,017	20,369,642,779
未収入金	19,987,253	24,949,438
未収利息	126	388
流動資産合計	22,012,735,829	20,459,988,521
資産合計	22,012,735,829	20,459,988,521
負債の部		
流動負債		
未払解約金	30,185,670	35,578,180
未払受託者報酬	5,062,083	4,755,170
未払委託者報酬	41,762,187	39,230,098
その他未払費用	632,700	594,334
流動負債合計	77,642,640	80,157,782
負債合計	77,642,640	80,157,782
純資産の部		
元本等		
元本	20,024,274,111	18,750,481,708
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,910,819,078	1,629,349,031
（分配準備積立金）	407,257,621	394,487,820
元本等合計	21,935,093,189	20,379,830,739
純資産合計	21,935,093,189	20,379,830,739
負債純資産合計	22,012,735,829	20,459,988,521

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 33 期 自 2023 年 11 月 11 日 至 2024 年 5 月 10 日	第 34 期 自 2024 年 5 月 11 日 至 2024 年 11 月 11 日
営業収益		
受取利息	6,588	38,658
有価証券売買等損益	△73,130,593	△118,444,652
営業収益合計	△73,124,005	△118,405,994
営業費用		
支払利息	2,712	-
受託者報酬	5,062,083	4,755,170
委託者報酬	41,762,187	39,230,098
その他費用	632,700	594,334
営業費用合計	47,459,682	44,579,602
営業利益又は営業損失 (△)	△120,583,687	△162,985,596
経常利益又は経常損失 (△)	△120,583,687	△162,985,596
当期純利益又は当期純損失 (△)	△120,583,687	△162,985,596
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	36,019,593	△9,745,570
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	2,468,691,479	1,910,819,078
剰余金増加額又は欠損金減少額	160,173,578	131,784,884
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	160,173,578	131,784,884
剰余金減少額又は欠損金増加額	561,442,699	260,014,905
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	561,442,699	260,014,905
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	1,910,819,078	1,629,349,031

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年5月11日から11月10日まで、及び11月11日から翌年5月10日までとなっておりますが、当計算期間末日が休業日のため、第34期計算期間は2024年5月11日から2024年11月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第33期 (2024年5月10日現在)	第34期 (2024年11月11日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	20,024,274,111口	18,750,481,708口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.0954円 (10,954円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.0869円 (10,869円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第33期 自2023年11月11日 至2024年5月10日			第34期 自2024年5月11日 至2024年11月11日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	37,894,851円	費用控除後の配当等収益額	A	39,320,497円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	4,049,001,906円	収益調整金額	C	3,819,329,317円
分配準備積立金額	D	369,362,770円	分配準備積立金額	D	355,167,323円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,456,259,527円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,213,817,137円
当ファンドの期末残存口数	F	20,024,274,111口	当ファンドの期末残存口数	F	18,750,481,708口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,225円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,247円
1万口当たり分配金額	H	－円	1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第34期 自2024年5月11日 至2024年11月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第 34 期 (2024 年 11 月 11 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第 33 期 自 2023 年 11 月 11 日 至 2024 年 5 月 10 日	第 34 期 自 2024 年 5 月 11 日 至 2024 年 11 月 11 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	24,071,720,764 円	20,024,274,111 円
期中追加設定元本額	1,435,377,038 円	1,472,162,253 円
期中一部解約元本額	5,482,823,691 円	2,745,954,656 円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 33 期 (2024 年 5 月 10 日現在)	第 34 期 (2024 年 11 月 11 日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△99,988,377	△101,225,290
合計	△99,988,377	△101,225,290

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内債券インデックス マザーファンド	15, 573, 121, 391	20, 369, 642, 779	
合計		15, 573, 121, 391	20, 369, 642, 779	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

国内債券インデックス マザーファンド

貸借対照表

	2024 年 11 月 11 日現在
項目	金額 (円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	536, 380, 448
国債証券	569, 993, 601, 890
地方債証券	33, 928, 213, 246
特殊債券	36, 294, 173, 822
社債券	31, 283, 707, 000
未収利息	1, 328, 642, 122
前払費用	67, 447, 943
流動資産合計	673, 432, 166, 471
資産合計	673, 432, 166, 471
負債の部	
流動負債	
未払金	1, 527, 977, 700
未払解約金	244, 651, 453
流動負債合計	1, 772, 629, 153
負債合計	1, 772, 629, 153
純資産の部	
元本等	
元本	513, 487, 147, 600

剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	158,172,389,718
元本等合計	671,659,537,318
純資産合計	671,659,537,318
負債純資産合計	673,432,166,471

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	2024 年 11 月 11 日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 債券先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

	2024 年 11 月 11 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	513,487,147,600 口
2. 担保資産	先物取引に係る差入委託証拠金の代用として、担保に供している資産は次の通りであります。 有価証券 98,568,000 円
3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額 1.3080 円 (1 万口当たり純資産額) (13,080 円)

（注）担保資産の有価証券は、「国債証券」であります。上記金額には、約定未受渡債券を含んでおります。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

	2024 年 11 月 11 日現在
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、債券先物取引を行っております。当該デリバティブ取引に係る主要なリスクは、債券価格の変動による価格変動リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リス

	ク委員会等に報告します。
--	--------------

2. 金融商品の時価等に関する事項

	2024 年 11 月 11 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	2024 年 11 月 11 日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024 年 5 月 11 日
期首元本額	504,509,928,263 円
期中追加設定元本額	46,399,819,515 円
期中一部解約元本額	37,422,600,178 円
期末元本額	513,487,147,600 円
期末元本額の内訳	
エマージング株式オープン	2,227,240 円
S B I 資産設計オープン (資産成長型)	5,127,950,685 円
S B I 資産設計オープン (分配型)	19,683,426 円
SMT 国内債券インデックス・オープン	15,573,121,391 円
世界経済インデックスファンド	9,351,671,246 円
D Cマイセクション2 5	29,670,119,667 円
D Cマイセクション5 0	37,865,014,793 円
D Cマイセクション7 5	12,853,461,758 円
D C日本債券インデックス・オープン	399,576,030 円
D C日本債券インデックス・オープンS	86,494,267,483 円
D C日本債券インデックス・オープンP	60,027,060,249 円
D CマイセクションS 2 5	18,830,337,919 円
D CマイセクションS 5 0	23,082,683,526 円
D CマイセクションS 7 5	6,375,139,390 円
D Cターゲット・イヤー ファンド2 0 2 5	232,790,915 円
D Cターゲット・イヤー ファンド2 0 3 5	3,200,426,131 円
D Cターゲット・イヤー ファンド2 0 4 5	1,338,437,298 円

DC世界経済インデックスファンド	6,866,368,364 円
国内バランス60VA1（適格機関投資家専用）	2,482,142 円
マイセクション50VA1（適格機関投資家専用）	23,394,506 円
マイセクション75VA1（適格機関投資家専用）	8,589,478 円
国内バランス60VA2（適格機関投資家専用）	1,260,056 円
バランス30VA1（適格機関投資家専用）	45,995,508 円
バランス50VA1（適格機関投資家専用）	74,679,435 円
バランス25VA2（適格機関投資家専用）	27,252,803 円
バランス50VA2（適格機関投資家専用）	24,888,465 円
バランスA（25）VA1（適格機関投資家専用）	1,557,174,321 円
バランスB（37.5）VA1（適格機関投資家専用）	735,738,631 円
バランスC（50）VA1（適格機関投資家専用）	3,211,424,675 円
世界バランスVA1（適格機関投資家専用）	66,704,696 円
世界バランスVA2（適格機関投資家専用）	39,425,625 円
バランスD（35）VA1（適格機関投資家専用）	878,949,463 円
バランスE（25）VA1（適格機関投資家専用）	953,216,440 円
バランスF（25）VA1（適格機関投資家専用）	1,318,460,445 円
国内バランス25VA1（適格機関投資家専用）	91,511,789 円
グローバル・バランスファンド・シリーズ1	6,151,363,178 円
日本債券ファンド・シリーズ1	17,518,741,587 円
分散投資コア戦略ファンドA	19,221,920,466 円
分散投資コア戦略ファンドS	26,765,256,706 円
DC世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	357,474,011 円
DC世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	2,270,254,973 円
世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	91,244,986 円
世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	50,189,793 円
SMT インデックスバランス・オープン	65,579,485 円
SMT 世界経済インデックス・オープン	68,858,815 円
SMT 世界経済インデックス・オープン（株式シフト型）	172,917,282 円
SMT 世界経済インデックス・オープン（債券シフト型）	257,888,515 円
SMT 8資産インデックスバランス・オープン	23,597,143 円
グローバル経済コア	449,120,096 円
SBI資産設計オープン（つみたてNISA対応型）	59,200,527 円
DCターゲット・イヤーフンド2055	42,825,244 円
DCターゲット・イヤーフンド（6資産・運用継続型）2030	219,498,225 円
DCターゲット・イヤーフンド（6資産・運用継続型）2040	133,340,278 円
DCターゲット・イヤーフンド（6資産・運用継続型）2050	40,539,115 円
DCターゲット・イヤーフンド（6資産・運用継続型）2060	33,347,551 円
My SMT 国内債券インデックス（ノーロード）	1,407,849,175 円
10資産分散投資ファンド	476,423,529 円
グローバル10資産バランスファンド	715,913,094 円
DCターゲット・イヤーフンド（ライフステージ対応型）2035	1,157,920 円
DCターゲット・イヤーフンド（ライフステージ対応型）2040	167,532 円
DCターゲット・イヤーフンド（ライフステージ対応型）2045	931,250 円
DCターゲット・イヤーフンド（ライフステージ対応型）2050	230,045 円
DCターゲット・イヤーフンド（ライフステージ対応型）2055	529,368 円
DCターゲット・イヤーフンド（ライフステージ対応型）2060	210,850 円
DCターゲット・イヤーフンド（ライフステージ対応型）2065	466,536 円
DCマイセクションS50（2024-2026リスク抑制型）	71,363,672 円
FOFs用 国内債券インデックス・ファンドP（適格機関投資家専用）	109,708,393,472 円
FOFs用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）	55,971,639 円
私募世界経済パッシブファンド（適格機関投資家専用）	22,566,696 円
ファンドラップ運用戦略F（中庸型）（適格機関投資家専用）	660,328,857 円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024 年 11 月 11 日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	1,469,701,890
地方債証券	90,480,511
特殊債券	23,711,653
社債券	61,486,000
合計	1,645,380,054

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「国内債券インデックス マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第4 5 5 回利付国債 (2 年)	1,490,000,000	1,484,293,300	
	第4 5 6 回利付国債 (2 年)	1,070,000,000	1,066,543,900	
	第4 5 7 回利付国債 (2 年)	2,720,000,000	2,710,072,000	
	第4 5 8 回利付国債 (2 年)	1,490,000,000	1,485,857,800	
	第4 5 9 回利付国債 (2 年)	1,030,000,000	1,026,734,900	
	第4 6 0 回利付国債 (2 年)	2,300,000,000	2,295,308,000	
	第4 6 1 回利付国債 (2 年)	2,850,000,000	2,847,805,500	
	第4 6 2 回利付国債 (2 年)	1,580,000,000	1,578,451,600	
	第4 6 3 回利付国債 (2 年)	2,870,000,000	2,866,556,000	
	第4 6 4 回利付国債 (2 年)	1,940,000,000	1,937,225,800	
	第4 6 5 回利付国債 (2 年)	970,000,000	968,360,700	
	第4 6 6 回利付国債 (2 年)	2,100,000,000	2,100,189,000	
	第1 4 6 回利付国債 (5 年)	5,160,000,000	5,143,797,600	
	第1 4 7 回利付国債 (5 年)	5,830,000,000	5,797,468,600	
	第1 4 8 回利付国債 (5 年)	4,960,000,000	4,924,436,800	
	第1 4 9 回利付国債 (5 年)	4,580,000,000	4,540,383,000	
	第1 5 0 回利付国債 (5 年)	4,340,000,000	4,296,600,000	
	第1 5 1 回利付国債 (5 年)	3,250,000,000	3,213,340,000	

第 1 5 2 回利付国債（5 年）	730,000,000	723,378,900	
第 1 5 3 回利付国債（5 年）	5,850,000,000	5,777,050,500	
第 1 5 4 回利付国債（5 年）	5,200,000,000	5,140,720,000	
第 1 5 5 回利付国債（5 年）	2,770,000,000	2,751,357,900	
第 1 5 6 回利付国債（5 年）	3,370,000,000	3,337,041,400	
第 1 5 7 回利付国債（5 年）	2,610,000,000	2,581,211,700	
第 1 5 8 回利付国債（5 年）	2,760,000,000	2,720,476,800	
第 1 5 9 回利付国債（5 年）	1,750,000,000	1,721,860,000	
第 1 6 0 回利付国債（5 年）	1,730,000,000	1,708,305,800	
第 1 6 1 回利付国債（5 年）	2,840,000,000	2,814,411,600	
第 1 6 2 回利付国債（5 年）	1,710,000,000	1,692,575,100	
第 1 6 3 回利付国債（5 年）	4,240,000,000	4,212,779,200	
第 1 6 4 回利付国債（5 年）	1,750,000,000	1,722,980,000	
第 1 6 5 回利付国債（5 年）	2,510,000,000	2,481,310,700	
第 1 6 6 回利付国債（5 年）	1,540,000,000	1,528,573,200	
第 1 6 7 回利付国債（5 年）	1,160,000,000	1,150,151,600	
第 1 6 8 回利付国債（5 年）	2,330,000,000	2,330,000,000	
第 1 6 9 回利付国債（5 年）	1,780,000,000	1,772,435,000	
第 1 7 0 回利付国債（5 年）	2,580,000,000	2,577,678,000	
第 1 7 1 回利付国債（5 年）	3,070,000,000	3,039,760,500	
第 1 7 2 回利付国債（5 年）	650,000,000	646,503,000	
第 1 7 3 回利付国債（5 年）	960,000,000	958,185,600	
第 1 回利付国債（4 0 年）	740,000,000	793,428,000	
第 2 回利付国債（4 0 年）	1,030,000,000	1,059,396,200	
第 3 回利付国債（4 0 年）	730,000,000	745,154,800	
第 4 回利付国債（4 0 年）	1,030,000,000	1,044,811,400	
第 5 回利付国債（4 0 年）	1,050,000,000	1,015,875,000	
第 6 回利付国債（4 0 年）	1,630,000,000	1,531,238,300	
第 7 回利付国債（4 0 年）	1,460,000,000	1,300,801,600	
第 8 回利付国債（4 0 年）	1,480,000,000	1,211,602,000	
第 9 回利付国債（4 0 年）	2,260,000,000	1,327,840,400	
第 1 0 回利付国債（4 0 年）	2,140,000,000	1,476,107,800	
第 1 1 回利付国債（4 0 年）	1,915,000,000	1,256,642,150	
第 1 2 回利付国債（4 0 年）	1,430,000,000	820,348,100	
第 1 3 回利付国債（4 0 年）	2,360,000,000	1,321,694,400	
第 1 4 回利付国債（4 0 年）	2,270,000,000	1,348,084,900	

第 1 5 回利付国債（４０年）	2,950,000,000	1,929,447,500	
第 1 6 回利付国債（４０年）	2,680,000,000	1,917,084,400	
第 1 7 回利付国債（４０年）	1,560,000,000	1,449,895,200	
第 3 4 1 回利付国債（１０年）	5,030,000,000	5,025,271,800	
第 3 4 2 回利付国債（１０年）	4,760,000,000	4,739,532,000	
第 3 4 3 回利付国債（１０年）	3,670,000,000	3,649,264,500	
第 3 4 4 回利付国債（１０年）	5,900,000,000	5,859,290,000	
第 3 4 5 回利付国債（１０年）	4,880,000,000	4,840,862,400	
第 3 4 6 回利付国債（１０年）	5,750,000,000	5,697,847,500	
第 3 4 7 回利付国債（１０年）	3,840,000,000	3,801,484,800	
第 3 4 8 回利付国債（１０年）	4,340,000,000	4,290,524,000	
第 3 4 9 回利付国債（１０年）	5,160,000,000	5,093,745,600	
第 3 5 0 回利付国債（１０年）	6,570,000,000	6,475,917,600	代用有価証券 100,000,000 円
第 3 5 1 回利付国債（１０年）	5,325,000,000	5,239,374,000	
第 3 5 2 回利付国債（１０年）	4,230,000,000	4,155,002,100	
第 3 5 3 回利付国債（１０年）	4,415,000,000	4,329,172,400	
第 3 5 4 回利付国債（１０年）	4,420,000,000	4,325,367,800	
第 3 5 5 回利付国債（１０年）	4,170,000,000	4,072,922,400	
第 3 5 6 回利付国債（１０年）	4,800,000,000	4,677,936,000	
第 3 5 7 回利付国債（１０年）	4,670,000,000	4,545,311,000	
第 3 5 8 回利付国債（１０年）	3,370,000,000	3,275,842,200	
第 3 5 9 回利付国債（１０年）	4,565,000,000	4,430,469,450	
第 3 6 0 回利付国債（１０年）	5,290,000,000	5,125,851,300	
第 3 6 1 回利付国債（１０年）	5,580,000,000	5,396,641,200	
第 3 6 2 回利付国債（１０年）	4,710,000,000	4,545,055,800	
第 3 6 3 回利付国債（１０年）	5,260,000,000	5,064,012,400	
第 3 6 4 回利付国債（１０年）	5,120,000,000	4,917,452,800	
第 3 6 5 回利付国債（１０年）	4,767,000,000	4,565,689,590	
第 3 6 6 回利付国債（１０年）	5,510,000,000	5,302,548,500	
第 3 6 7 回利付国債（１０年）	4,760,000,000	4,566,744,000	
第 3 6 8 回利付国債（１０年）	6,120,000,000	5,855,065,200	
第 3 6 9 回利付国債（１０年）	5,170,000,000	5,051,917,200	
第 3 7 0 回利付国債（１０年）	5,880,000,000	5,730,648,000	
第 3 7 1 回利付国債（１０年）	5,660,000,000	5,453,579,800	
第 3 7 2 回利付国債（１０年）	5,580,000,000	5,547,859,200	

第 3 7 3 回利付国債（10年）	6,130,000,000	5,970,190,900	
第 3 7 4 回利付国債（10年）	5,320,000,000	5,258,234,800	
第 3 7 5 回利付国債（10年）	5,600,000,000	5,671,400,000	
第 3 7 6 回利付国債（10年）	1,860,000,000	1,844,134,200	
第 1 回利付国債（30年）	110,000,000	121,330,000	
第 2 回利付国債（30年）	160,000,000	174,633,600	
第 3 回利付国債（30年）	120,000,000	130,825,200	
第 4 回利付国債（30年）	110,000,000	124,631,100	
第 5 回利付国債（30年）	50,000,000	54,863,000	
第 6 回利付国債（30年）	580,000,000	647,071,200	
第 7 回利付国債（30年）	880,000,000	979,853,600	
第 8 回利付国債（30年）	850,000,000	916,878,000	
第 9 回利付国債（30年）	240,000,000	251,436,000	
第 10 回利付国債（30年）	160,000,000	163,692,800	
第 11 回利付国債（30年）	260,000,000	278,496,400	
第 12 回利付国債（30年）	190,000,000	209,902,500	
第 13 回利付国債（30年）	400,000,000	438,312,000	
第 14 回利付国債（30年）	750,000,000	848,490,000	
第 15 回利付国債（30年）	340,000,000	387,909,400	
第 16 回利付国債（30年）	400,000,000	456,484,000	
第 17 回利付国債（30年）	1,130,000,000	1,279,284,300	
第 18 回利付国債（30年）	505,000,000	566,842,300	
第 19 回利付国債（30年）	630,000,000	707,156,100	
第 20 回利付国債（30年）	660,000,000	754,353,600	
第 21 回利付国債（30年）	960,000,000	1,077,724,800	
第 22 回利付国債（30年）	300,000,000	343,071,000	
第 23 回利付国債（30年）	430,000,000	491,434,100	
第 24 回利付国債（30年）	780,000,000	891,711,600	
第 25 回利付国債（30年）	1,000,000,000	1,120,990,000	
第 26 回利付国債（30年）	1,610,000,000	1,821,731,100	
第 27 回利付国債（30年）	1,480,000,000	1,691,432,800	
第 28 回利付国債（30年）	1,610,000,000	1,839,199,600	
第 29 回利付国債（30年）	1,770,000,000	1,996,223,700	
第 30 回利付国債（30年）	1,970,000,000	2,192,334,200	
第 31 回利付国債（30年）	1,610,000,000	1,765,123,500	
第 32 回利付国債（30年）	1,950,000,000	2,158,104,000	

第 3 3 回利付国債（30 年）	2,410,000,000	2,557,781,200	
第 3 4 回利付国債（30 年）	2,085,000,000	2,263,246,650	
第 3 5 回利付国債（30 年）	2,480,000,000	2,613,399,200	
第 3 6 回利付国債（30 年）	2,310,000,000	2,423,952,300	
第 3 7 回利付国債（30 年）	2,705,000,000	2,786,718,050	
第 3 8 回利付国債（30 年）	1,390,000,000	1,404,525,500	
第 3 9 回利付国債（30 年）	1,800,000,000	1,843,056,000	
第 4 0 回利付国債（30 年）	1,190,000,000	1,196,735,400	
第 4 1 回利付国債（30 年）	1,310,000,000	1,293,205,800	
第 4 2 回利付国債（30 年）	1,560,000,000	1,535,398,800	
第 4 3 回利付国債（30 年）	1,390,000,000	1,363,923,600	
第 4 4 回利付国債（30 年）	1,610,000,000	1,574,918,100	
第 4 5 回利付国債（30 年）	1,680,000,000	1,582,240,800	
第 4 6 回利付国債（30 年）	1,890,000,000	1,775,125,800	
第 4 7 回利付国債（30 年）	1,820,000,000	1,735,297,200	
第 4 8 回利付国債（30 年）	1,750,000,000	1,603,735,000	
第 4 9 回利付国債（30 年）	1,820,000,000	1,661,641,800	
第 5 0 回利付国債（30 年）	1,570,000,000	1,264,462,300	
第 5 1 回利付国債（30 年）	2,020,000,000	1,441,088,200	
第 5 2 回利付国債（30 年）	1,830,000,000	1,361,794,500	
第 5 3 回利付国債（30 年）	1,550,000,000	1,175,055,000	
第 5 4 回利付国債（30 年）	1,880,000,000	1,485,632,400	
第 5 5 回利付国債（30 年）	1,600,000,000	1,258,992,000	
第 5 6 回利付国債（30 年）	1,780,000,000	1,393,579,800	
第 5 7 回利付国債（30 年）	1,700,000,000	1,325,269,000	
第 5 8 回利付国債（30 年）	2,090,000,000	1,621,108,500	
第 5 9 回利付国債（30 年）	1,450,000,000	1,092,575,000	
第 6 0 回利付国債（30 年）	1,610,000,000	1,267,681,800	
第 6 1 回利付国債（30 年）	1,330,000,000	992,313,000	
第 6 2 回利付国債（30 年）	1,335,000,000	940,107,000	
第 6 3 回利付国債（30 年）	1,460,000,000	994,449,800	
第 6 4 回利付国債（30 年）	1,650,000,000	1,117,116,000	
第 6 5 回利付国債（30 年）	1,235,000,000	831,130,300	
第 6 6 回利付国債（30 年）	1,475,000,000	985,949,000	
第 6 7 回利付国債（30 年）	1,705,000,000	1,200,217,700	
第 6 8 回利付国債（30 年）	1,670,000,000	1,169,868,400	

第 6 9 回利付国債（3 0 年）	1, 720, 000, 000	1, 232, 896, 000	
第 7 0 回利付国債（3 0 年）	1, 940, 000, 000	1, 384, 170, 600	
第 7 1 回利付国債（3 0 年）	1, 470, 000, 000	1, 043, 905, 800	
第 7 2 回利付国債（3 0 年）	1, 810, 000, 000	1, 279, 308, 000	
第 7 3 回利付国債（3 0 年）	1, 840, 000, 000	1, 294, 440, 000	
第 7 4 回利付国債（3 0 年）	2, 100, 000, 000	1, 600, 011, 000	
第 7 5 回利付国債（3 0 年）	1, 760, 000, 000	1, 444, 537, 600	
第 7 6 回利付国債（3 0 年）	1, 810, 000, 000	1, 519, 241, 600	
第 7 7 回利付国債（3 0 年）	1, 890, 000, 000	1, 661, 310, 000	
第 7 8 回利付国債（3 0 年）	1, 460, 000, 000	1, 218, 808, 000	
第 7 9 回利付国債（3 0 年）	950, 000, 000	750, 918, 000	
第 8 0 回利付国債（3 0 年）	2, 270, 000, 000	2, 078, 548, 200	
第 8 1 回利付国債（3 0 年）	1, 910, 000, 000	1, 663, 839, 200	
第 8 2 回利付国債（3 0 年）	1, 670, 000, 000	1, 523, 674, 600	
第 8 3 回利付国債（3 0 年）	1, 910, 000, 000	1, 903, 162, 200	
第 8 4 回利付国債（3 0 年）	360, 000, 000	350, 668, 800	
第 8 3 回利付国債（2 0 年）	290, 000, 000	295, 466, 500	
第 8 4 回利付国債（2 0 年）	470, 000, 000	478, 342, 500	
第 8 5 回利付国債（2 0 年）	290, 000, 000	296, 562, 700	
第 8 6 回利付国債（2 0 年）	510, 000, 000	522, 908, 100	
第 8 7 回利付国債（2 0 年）	1, 790, 000, 000	1, 832, 906, 300	
第 8 8 回利付国債（2 0 年）	420, 000, 000	432, 360, 600	
第 8 9 回利付国債（2 0 年）	350, 000, 000	359, 744, 000	
第 9 0 回利付国債（2 0 年）	630, 000, 000	650, 040, 300	
第 9 1 回利付国債（2 0 年）	450, 000, 000	465, 138, 000	
第 9 2 回利付国債（2 0 年）	880, 000, 000	909, 691, 200	
第 9 3 回利付国債（2 0 年）	120, 000, 000	124, 239, 600	
第 9 4 回利付国債（2 0 年）	610, 000, 000	632, 966, 500	
第 9 5 回利付国債（2 0 年）	830, 000, 000	868, 827, 400	
第 9 6 回利付国債（2 0 年）	1, 590, 000, 000	1, 656, 207, 600	
第 9 7 回利付国債（2 0 年）	900, 000, 000	943, 191, 000	
第 9 8 回利付国債（2 0 年）	440, 000, 000	459, 879, 200	
第 9 9 回利付国債（2 0 年）	1, 410, 000, 000	1, 478, 497, 800	
第 1 0 0 回利付国債（2 0 年）	480, 000, 000	506, 553, 600	
第 1 0 1 回利付国債（2 0 年）	715, 000, 000	759, 265, 650	
第 1 0 2 回利付国債（2 0 年）	1, 180, 000, 000	1, 257, 561, 400	

第 1 0 3 回利付国債（20年）	400,000,000	424,876,000	
第 1 0 4 回利付国債（20年）	160,000,000	168,820,800	
第 1 0 5 回利付国債（20年）	1,180,000,000	1,248,794,000	
第 1 0 6 回利付国債（20年）	680,000,000	722,214,400	
第 1 0 7 回利付国債（20年）	1,100,000,000	1,167,485,000	
第 1 0 8 回利付国債（20年）	840,000,000	884,797,200	
第 1 0 9 回利付国債（20年）	920,000,000	971,326,800	
第 1 1 0 回利付国債（20年）	1,100,000,000	1,170,697,000	
第 1 1 1 回利付国債（20年）	970,000,000	1,039,510,200	
第 1 1 2 回利付国債（20年）	990,000,000	1,056,508,200	
第 1 1 3 回利付国債（20年）	2,020,000,000	2,160,895,000	
第 1 1 4 回利付国債（20年）	1,830,000,000	1,964,468,400	
第 1 1 5 回利付国債（20年）	700,000,000	754,901,000	
第 1 1 6 回利付国債（20年）	1,660,000,000	1,796,750,800	
第 1 1 7 回利付国債（20年）	1,980,000,000	2,133,410,400	
第 1 1 8 回利付国債（20年）	660,000,000	709,506,600	
第 1 1 9 回利付国債（20年）	460,000,000	489,389,400	
第 1 2 0 回利付国債（20年）	1,070,000,000	1,126,774,200	
第 1 2 1 回利付国債（20年）	1,620,000,000	1,737,142,200	
第 1 2 2 回利付国債（20年）	750,000,000	799,995,000	
第 1 2 3 回利付国債（20年）	1,800,000,000	1,956,096,000	
第 1 2 4 回利付国債（20年）	760,000,000	821,438,400	
第 1 2 5 回利付国債（20年）	1,240,000,000	1,358,457,200	
第 1 2 6 回利付国債（20年）	1,090,000,000	1,180,459,100	
第 1 2 7 回利付国債（20年）	1,020,000,000	1,098,427,800	
第 1 2 8 回利付国債（20年）	1,620,000,000	1,747,639,800	
第 1 2 9 回利付国債（20年）	740,000,000	793,620,400	
第 1 3 0 回利付国債（20年）	2,055,000,000	2,207,172,750	
第 1 3 1 回利付国債（20年）	1,290,000,000	1,377,075,000	
第 1 3 2 回利付国債（20年）	1,230,000,000	1,314,119,700	
第 1 3 3 回利付国債（20年）	1,810,000,000	1,946,057,700	
第 1 3 4 回利付国債（20年）	1,140,000,000	1,227,232,800	
第 1 3 5 回利付国債（20年）	220,000,000	235,296,600	
第 1 3 6 回利付国債（20年）	1,240,000,000	1,317,090,800	
第 1 3 7 回利付国債（20年）	1,390,000,000	1,487,647,500	
第 1 3 8 回利付国債（20年）	1,330,000,000	1,403,761,800	

第 1 3 9 回利付国債（20年）	480,000,000	510,076,800	
第 1 4 0 回利付国債（20年）	2,490,000,000	2,666,441,400	
第 1 4 1 回利付国債（20年）	1,700,000,000	1,820,598,000	
第 1 4 2 回利付国債（20年）	1,315,000,000	1,418,858,700	
第 1 4 3 回利付国債（20年）	1,620,000,000	1,722,789,000	
第 1 4 4 回利付国債（20年）	1,160,000,000	1,224,032,000	
第 1 4 5 回利付国債（20年）	2,275,000,000	2,436,843,500	
第 1 4 6 回利付国債（20年）	2,670,000,000	2,859,222,900	
第 1 4 7 回利付国債（20年）	2,740,000,000	2,907,496,200	
第 1 4 8 回利付国債（20年）	2,360,000,000	2,479,982,400	
第 1 4 9 回利付国債（20年）	2,950,000,000	3,095,494,000	
第 1 5 0 回利付国債（20年）	2,390,000,000	2,481,321,900	
第 1 5 1 回利付国債（20年）	2,205,000,000	2,243,411,100	
第 1 5 2 回利付国債（20年）	2,510,000,000	2,547,524,500	
第 1 5 3 回利付国債（20年）	2,480,000,000	2,535,502,400	
第 1 5 4 回利付国債（20年）	2,735,000,000	2,762,842,300	
第 1 5 5 回利付国債（20年）	2,140,000,000	2,112,543,800	
第 1 5 6 回利付国債（20年）	2,740,000,000	2,522,279,600	
第 1 5 7 回利付国債（20年）	2,910,000,000	2,602,995,000	
第 1 5 8 回利付国債（20年）	2,790,000,000	2,575,281,600	
第 1 5 9 回利付国債（20年）	2,250,000,000	2,092,927,500	
第 1 6 0 回利付国債（20年）	2,410,000,000	2,259,712,400	
第 1 6 1 回利付国債（20年）	2,520,000,000	2,323,944,000	
第 1 6 2 回利付国債（20年）	1,820,000,000	1,671,378,800	
第 1 6 3 回利付国債（20年）	2,570,000,000	2,350,136,500	
第 1 6 4 回利付国債（20年）	2,370,000,000	2,128,876,200	
第 1 6 5 回利付国債（20年）	2,600,000,000	2,323,308,000	
第 1 6 6 回利付国債（20年）	1,940,000,000	1,773,140,600	
第 1 6 7 回利付国債（20年）	2,340,000,000	2,068,794,000	
第 1 6 8 回利付国債（20年）	1,760,000,000	1,525,972,800	
第 1 6 9 回利付国債（20年）	2,170,000,000	1,842,612,100	
第 1 7 0 回利付国債（20年）	2,370,000,000	2,000,208,900	
第 1 7 1 回利付国債（20年）	2,020,000,000	1,694,376,000	
第 1 7 2 回利付国債（20年）	1,720,000,000	1,457,545,200	
第 1 7 3 回利付国債（20年）	2,200,000,000	1,853,016,000	
第 1 7 4 回利付国債（20年）	2,360,000,000	1,975,603,200	

	第 1 7 5 回利付国債（20年）	2,370,000,000	2,006,607,900	
	第 1 7 6 回利付国債（20年）	2,380,000,000	2,004,317,000	
	第 1 7 7 回利付国債（20年）	2,230,000,000	1,835,602,200	
	第 1 7 8 回利付国債（20年）	2,460,000,000	2,050,410,000	
	第 1 7 9 回利付国債（20年）	2,825,000,000	2,341,642,500	
	第 1 8 0 回利付国債（20年）	2,310,000,000	2,008,545,000	
	第 1 8 1 回利付国債（20年）	2,560,000,000	2,255,027,200	
	第 1 8 2 回利付国債（20年）	2,240,000,000	2,033,606,400	
	第 1 8 3 回利付国債（20年）	2,490,000,000	2,366,919,300	
	第 1 8 4 回利付国債（20年）	2,530,000,000	2,279,403,500	
	第 1 8 5 回利付国債（20年）	2,480,000,000	2,225,651,200	
	第 1 8 6 回利付国債（20年）	2,500,000,000	2,394,400,000	
	第 1 8 7 回利付国債（20年）	2,030,000,000	1,873,710,300	
	第 1 8 8 回利付国債（20年）	1,980,000,000	1,916,283,600	
	第 1 8 9 回利付国債（20年）	1,400,000,000	1,419,250,000	
	第 1 9 0 回利付国債（20年）	610,000,000	606,889,000	
国債証券合計		595,217,000,000	569,993,601,890	
地方債証券	第 2 回東京都公募公債（東京ソーシャルボンド（5年））	100,000,000	99,003,000	
	第 5 回東京都公募公債（東京グリーンボンド（30年））	100,000,000	69,637,000	
	第 6 回東京都公募公債（東京ソーシャルボンド（5年））	100,000,000	99,029,000	
	第 9 回東京都公募公債（30年）	100,000,000	110,784,000	
	第 1 1 回東京都公募公債（30年）	100,000,000	107,259,000	
	第 1 3 回東京都公募公債（30年）	100,000,000	102,532,000	
	第 1 5 回東京都公募公債（30年）	100,000,000	98,524,000	
	第 1 6 回東京都公募公債（20年）	200,000,000	210,702,000	
	第 1 7 回東京都公募公債（20年）	100,000,000	105,713,000	
	第 1 9 回東京都公募公債（20年）	100,000,000	106,451,000	
	第 1 9 回東京都公募公債（30年）	100,000,000	70,685,000	
	第 2 6 回東京都公募公債（20年）	200,000,000	213,010,000	
	第 2 7 回東京都公募公債（20年）	200,000,000	212,268,000	
	第 3 3 回東京都公募公債（5年）	200,000,000	198,988,000	
	第 3 8 回東京都公募公債（20年）	200,000,000	163,194,000	
	第 7 6 5 回東京都公募公債	100,000,000	99,130,000	
	第 7 7 0 回東京都公募公債	100,000,000	98,962,000	

第 7 8 1 回東京都公募公債	300,000,000	294,822,000	
第 8 0 0 回東京都公募公債	200,000,000	193,600,000	
第 8 3 0 回東京都公募公債	300,000,000	287,280,000	
平成 2 7 年度第 1 5 回北海道公募公債	100,000,000	99,640,000	
平成 2 8 年度第 1 回北海道公募公債	100,000,000	99,358,000	
平成 2 8 年度第 1 4 回北海道公募公債	100,000,000	99,232,000	
平成 3 0 年度第 1 4 回北海道公募公債	200,000,000	196,094,000	
令和 4 年度第 1 0 回北海道公募公債	200,000,000	194,688,000	
令和 5 年度第 6 回北海道公募公債	100,000,000	98,637,000	
第 3 9 回 1 号宮城県公募公債（1 0 年）	100,000,000	97,065,000	
第 4 回神奈川県公募公債（3 0 年）	200,000,000	228,706,000	
第 1 1 回神奈川県公募公債（2 0 年）	100,000,000	106,303,000	
第 1 5 回神奈川県公募公債（2 0 年）	200,000,000	214,038,000	
第 1 7 回神奈川県公募公債（2 0 年）	100,000,000	107,738,000	
第 2 0 回神奈川県公募公債（2 0 年）	100,000,000	106,262,000	
第 2 7 回神奈川県公募公債（2 0 年）	100,000,000	102,825,000	
第 4 3 回神奈川県公募公債（2 0 年）	100,000,000	83,460,000	
第 2 2 6 回神奈川県公募公債	100,000,000	99,095,000	
第 2 2 7 回神奈川県公募公債	100,000,000	98,962,000	
第 2 4 3 回神奈川県公募公債	200,000,000	193,550,000	
第 2 6 0 回神奈川県公募公債	208,000,000	205,566,400	
第 6 回大阪府公募公債（2 0 年）	200,000,000	214,172,000	
第 7 回大阪府公募公債（2 0 年）	300,000,000	320,946,000	
第 1 0 回大阪府公募公債（2 0 年）	100,000,000	106,416,000	
第 2 1 1 回大阪府公募公債（5 年）	110,000,000	108,584,300	
第 2 1 3 回大阪府公募公債（5 年）	172,000,000	170,876,840	
第 4 0 7 回大阪府公募公債（1 0 年）	156,000,000	155,010,960	
第 4 1 0 回大阪府公募公債（1 0 年）	200,000,000	198,104,000	
第 4 3 9 回大阪府公募公債（1 0 年）	200,000,000	196,080,000	
第 4 4 0 回大阪府公募公債（1 0 年）	100,000,000	97,999,000	
第 4 5 8 回大阪府公募公債（1 0 年）	100,000,000	96,450,000	
第 4 6 5 回大阪府公募公債（1 0 年）	160,000,000	153,755,200	
第 4 6 8 回大阪府公募公債（1 0 年）	182,000,000	174,516,160	
第 4 6 9 回大阪府公募公債（1 0 年）	200,000,000	191,548,000	
平成 2 1 年度第 3 回京都府公募公債（2 0 年）	100,000,000	106,974,000	

平成23年度第5回京都府公募公債（20年）	100,000,000	106,666,000	
平成28年度第5回京都府公募公債（20年）	100,000,000	89,552,000	
平成29年度第5回京都府公募公債（20年）	100,000,000	91,364,000	
令和2年度第12回京都府公募公債	140,500,000	135,263,565	
第2回兵庫県公募公債（20年）	100,000,000	105,002,000	
第6回兵庫県公募公債（15年）	100,000,000	102,546,000	
第7回兵庫県公募公債（15年）	100,000,000	101,799,000	
第8回兵庫県公募公債（15年）	200,000,000	203,436,000	
第9回兵庫県公募公債（20年）	400,000,000	430,108,000	
第35回兵庫県公募公債（20年）	100,000,000	89,366,000	
令和元年度第17回兵庫県公募公債	300,000,000	291,261,000	
第9回静岡県公募公債（30年）	100,000,000	92,398,000	
第12回静岡県公募公債（30年）	100,000,000	76,209,000	
第15回静岡県公募公債（20年）	100,000,000	106,279,000	
第18回静岡県公募公債（20年）	100,000,000	103,709,000	
平成29年度第5回静岡県公募公債	100,000,000	98,988,000	
平成29年度第8回静岡県公募公債	100,000,000	99,039,000	
平成29年度第11回静岡県公募公債	100,000,000	98,921,000	
令和2年度第11回静岡県公募公債	310,000,000	299,946,700	
令和5年度第7回静岡県公募公債	165,000,000	162,297,300	
平成21年度第5回愛知県公募公債（20年）	100,000,000	107,121,000	
平成27年度第17回愛知県公募公債（10年）	100,000,000	99,873,000	
平成27年度第18回愛知県公募公債（10年）	100,000,000	99,654,000	
平成28年度第5回愛知県公募公債（10年）	100,000,000	99,216,000	
平成29年度第6回愛知県公募公債（10年）	200,000,000	198,026,000	
平成29年度第12回愛知県公募公債（20年）	300,000,000	271,821,000	
平成30年度第1回愛知県公募公債（10年）	100,000,000	98,477,000	
平成30年度第6回愛知県公募公債（30年）	100,000,000	74,988,000	
令和元年度第16回愛知県公募公債（10年）	200,000,000	193,514,000	
令和2年度第7回愛知県公募公債（10年）	100,000,000	96,696,000	

令和2年度第13回愛知県公募公債（20年）	100,000,000	82,996,000	
令和3年度第6回愛知県公募公債（30年）	200,000,000	139,064,000	
令和5年度第6回愛知県公募公債（10年）	100,000,000	97,651,000	
平成20年度第1回広島県公募公債（20年）	100,000,000	106,403,000	
平成21年度第1回広島県公募公債（20年）	200,000,000	213,436,000	
平成29年度第1回広島県公募公債	100,000,000	98,976,000	
令和2年度第1回広島県公募公債（20年）	200,000,000	164,528,000	
令和2年度第7回広島県公募公債	390,000,000	376,740,000	
令和4年度第2回広島県公募公債	100,000,000	96,354,000	
第2回埼玉県公募公債（10年）	100,000,000	98,147,000	
第3回埼玉県公募公債（20年）	100,000,000	104,739,000	
第6回埼玉県公募公債（20年）	100,000,000	106,102,000	
第6回埼玉県公募公債（30年）	100,000,000	80,376,000	
第7回埼玉県公募公債（15年）	600,000,000	548,718,000	
第7回埼玉県公募公債（20年）	200,000,000	214,346,000	
第8回埼玉県公募公債（15年）	200,000,000	181,064,000	
第10回埼玉県公募公債（20年）	200,000,000	214,038,000	
第18回埼玉県公募公債（20年）	200,000,000	179,790,000	
第23回埼玉県公募公債（20年）	100,000,000	88,905,000	
平成27年度第7回埼玉県公募公債	400,000,000	399,992,000	
平成28年度第6回埼玉県公募公債	100,000,000	99,095,000	
平成28年度第9回埼玉県公募公債	100,000,000	99,252,000	
第28回埼玉県公募公債（20年）	200,000,000	164,334,000	
平成29年度第4回埼玉県公募公債	100,000,000	98,984,000	
令和2年度第7回埼玉県公募公債	100,000,000	96,426,000	
令和2年度第8回埼玉県公募公債	100,000,000	96,271,000	
令和3年度第8回埼玉県公募公債	150,000,000	143,121,000	
平成19年度第1回福岡県公募公債（20年）	100,000,000	104,911,000	
平成20年度第2回福岡県公募公債（20年）	100,000,000	105,574,000	
平成23年度第1回福岡県公募公債（20年）	100,000,000	107,827,000	
平成23年度第1回福岡県公募公債（15年）	100,000,000	101,849,000	
平成24年度第1回福岡県公募公債（30年）	100,000,000	104,819,000	

平成26年度第4回福岡県公募公債（20年）	100,000,000	101,005,000	
平成30年度第1回福岡県公募公債（30年）	100,000,000	74,988,000	
平成30年度第1回福岡県公募公債（20年）	100,000,000	89,707,000	
令和2年度第1回福岡県公募公債	300,000,000	290,463,000	
令和3年度第2回福岡県公募公債	100,000,000	96,047,000	
令和3年度第1回福岡県公募公債（15年）	100,000,000	89,368,000	
令和5年度第1回福岡県公募公債（グリーンボンド・10年）	100,000,000	97,905,000	
令和5年度第3回福岡県公募公債	100,000,000	97,659,000	
第5回千葉県公募公債（20年）	200,000,000	212,204,000	
第6回千葉県公募公債（20年）	100,000,000	106,830,000	
第13回千葉県公募公債（20年）	100,000,000	106,279,000	
第20回千葉県公募公債（20年）	100,000,000	91,110,000	
平成28年度第4回千葉県公募公債	100,000,000	99,100,000	
平成28年度第6回千葉県公募公債	120,000,000	118,953,600	
令和元年度第7回千葉県公募公債	300,000,000	289,920,000	
令和2年度第7回千葉県公募公債	100,000,000	96,627,000	
令和4年度第6回千葉県公募公債	130,000,000	126,549,800	
令和6年度第1回千葉県公募公債	100,000,000	98,454,000	
令和3年度第1回長野県公募公債（10年）	300,000,000	289,158,000	
令和4年度第1回長野県公募公債（10年）	300,000,000	288,327,000	
令和6年度第1回長野県公募公債（10年）	300,000,000	299,691,000	
令和5年度第1回茨城県公募公債	100,000,000	97,809,000	
令和6年度第1回茨城県公募公債	100,000,000	99,809,000	
第1回群馬県公募公債（20年）	200,000,000	212,758,000	
第28回群馬県公募公債（10年）	100,000,000	97,616,000	
第30回群馬県公募公債（10年）	100,000,000	100,141,000	
平成29年度第1回岐阜県公募公債（10年）	100,000,000	98,835,000	
第153回共同発行市場公募地方債	500,000,000	499,990,000	
第154回共同発行市場公募地方債	500,000,000	499,520,000	
第156回共同発行市場公募地方債	200,000,000	198,886,000	
第157回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,355,000	
第159回共同発行市場公募地方債	200,000,000	198,442,000	
第160回共同発行市場公募地方債	200,000,000	198,282,000	

第 1 6 1 回共同発行市場公募地方債	400,000,000	396,420,000	
第 1 6 4 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,941,000	
第 1 6 6 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,128,000	
第 1 6 7 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,242,000	
第 1 7 1 回共同発行市場公募地方債	200,000,000	197,936,000	
第 1 7 4 回共同発行市場公募地方債	594,300,000	586,675,131	
第 1 7 5 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,868,000	
第 1 8 1 回共同発行市場公募地方債	300,000,000	295,389,000	
第 2 1 9 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	95,915,000	
第 2 2 8 回共同発行市場公募地方債	200,000,000	190,976,000	
第 2 3 3 回共同発行市場公募地方債	200,000,000	191,698,000	
第 2 4 3 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	97,812,000	
第 2 4 4 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	96,986,000	
第 2 4 5 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,444,000	
第 2 5 5 回共同発行市場公募地方債	300,000,000	300,423,000	
令和 4 年度第 3 回長崎県公募公債（10 年）	100,000,000	96,428,000	
令和 4 年度第 1 回熊本市公募公債	101,000,000	97,544,790	
平成 29 年度第 1 回静岡市公募公債	100,000,000	98,837,000	
平成 30 年度第 1 回浜松市公募公債	100,000,000	97,782,000	
令和 2 年度第 1 回静岡市公募公債	200,000,000	192,922,000	
第 1 3 回大阪市公募公債（20 年）	200,000,000	214,728,000	
第 1 5 回大阪市公募公債（30 年）	100,000,000	69,260,000	
第 1 9 回大阪市公募公債（20 年）	100,000,000	99,793,000	
第 1 9 回大阪市公募公債（30 年）	100,000,000	99,389,000	
第 2 2 回大阪市公募公債（20 年）	600,000,000	540,684,000	
第 2 4 回大阪市公募公債（20 年）	100,000,000	92,149,000	
令和 3 年度第 2 回大阪市公募公債	200,000,000	192,184,000	
第 1 回名古屋市公募公債（30 年）	100,000,000	113,449,000	
第 5 回名古屋市公募公債（30 年）	100,000,000	112,340,000	
第 9 回名古屋市公募公債（20 年）	100,000,000	105,654,000	
第 1 1 回名古屋市公募公債（30 年）	100,000,000	97,415,000	
第 4 9 9 回名古屋市公募公債（10 年）	100,000,000	99,158,000	
第 5 1 2 回名古屋市公募公債（10 年）	300,000,000	290,397,000	
第 5 2 8 回名古屋市公募公債（10 年）	100,000,000	100,141,000	
平成 28 年度第 6 回京都市公募公債	200,000,000	198,252,000	
令和 2 年度第 1 回京都市公募公債	200,000,000	193,160,000	

令和5年度第7回京都市公募公債	100,000,000	99,099,000	
平成18年度第3回神戸市公募公債（20年）	120,000,000	123,802,800	
平成20年度第1回神戸市公募公債（20年）	200,000,000	212,144,000	
平成21年度第11回神戸市公募公債（20年）	100,000,000	107,741,000	
平成24年度第12回神戸市公募公債（20年）	100,000,000	106,362,000	
令和2年度第9回神戸市公募公債（30年）	100,000,000	70,006,000	
令和3年度第6回神戸市公募公債（30年）	100,000,000	69,454,000	
第20回横浜市公募公債（20年）	300,000,000	320,013,000	
平成28年度第4回横浜市公募公債	100,000,000	99,121,000	
平成29年度第2回横浜市公募公債	100,000,000	99,090,000	
平成30年度第1回横浜市公募公債	100,000,000	98,523,000	
平成30年度第4回横浜市公募公債	100,000,000	98,558,000	
第30回横浜市公募公債（20年）	200,000,000	205,120,000	
令和2年度第1回横浜市公募公債	300,000,000	290,433,000	
令和3年度第2回横浜市公募公債	100,000,000	96,089,000	
平成23年度第9回札幌市公募公債（15年）	100,000,000	102,043,000	
平成26年度第10回札幌市公募公債（20年）	100,000,000	101,131,000	
令和5年度第3回札幌市公募公債（10年）	200,000,000	194,420,000	
第11回川崎市公募公債（20年）	100,000,000	106,373,000	
第13回川崎市公募公債（30年）	200,000,000	174,628,000	
第17回川崎市公募公債（20年）	100,000,000	104,855,000	
第27回川崎市公募公債（20年）	100,000,000	89,329,000	
第89回川崎市公募公債	100,000,000	99,127,000	
第93回川崎市公募公債	100,000,000	96,382,000	
平成28年度第1回北九州市公募公債	100,000,000	99,372,000	
平成21年度第3回福岡市公募公債（20年）	100,000,000	106,733,000	
平成25年度第6回福岡市公募公債（20年）	100,000,000	104,335,000	
2023年度第8回福岡市公募公債（10年）	100,000,000	98,264,000	
平成28年度第4回広島市公募公債	105,000,000	104,086,500	
平成29年度第6回広島市公募公債	170,000,000	167,834,200	
令和元年度第2回広島市公募公債（20年）	200,000,000	164,288,000	
令和元年度第6回広島市公募公債	550,000,000	532,774,000	

	令和元年度第5回千葉市公募公債	200,000,000	193,378,000	
	令和3年度第8回千葉市公募公債	300,000,000	286,671,000	
	令和4年度第1回千葉市公募公債	100,000,000	95,935,000	
	令和5年度第2回福井県公募公債	100,000,000	97,115,000	
	平成30年度第3回岡山県公募公債（10年）	100,000,000	97,663,000	
	第113回福岡北九州高速道路債券	100,000,000	105,023,000	
地方債証券合計		34,633,800,000	33,928,213,246	
特殊債券	第37回新関西国際空港株式会社社債	100,000,000	90,432,000	
	第1回国立大学法人東京大学債券	100,000,000	58,748,000	
	第37回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	100,000,000	99,038,000	
	第78回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	100,000,000	98,999,000	
	第109回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	100,000,000	59,698,000	
	第129回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	100,000,000	50,369,000	
	第20回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	207,924,000	
	第21回道路債券	100,000,000	114,309,000	
	第28回道路債券	200,000,000	230,162,000	
	第33回道路債券	200,000,000	231,546,000	
	第34回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,627,000	
	第36回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	111,604,000	
	第37回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,104,000	
	第47回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,153,000	
	第84回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,879,000	
	第90回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	213,370,000	
	第94回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	214,824,000	
	第95回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,283,000	
	第109回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,931,000	
	第125回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	108,254,000	
	第131回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,820,000	

第 1 5 3 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,027,000	
第 1 5 3 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	88,923,000	
第 1 5 8 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	199,946,000	
第 1 7 1 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,388,000	
第 1 7 4 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,001,000	
第 1 8 1 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,117,000	
第 1 8 8 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	540,654,000	
第 1 9 6 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,053,000	
第 2 0 8 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	69,347,000	
第 2 1 4 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	208,240,000	
第 2 2 3 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,412,000	
第 2 2 8 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	205,904,000	
第 2 3 9 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,325,000	
第 2 4 2 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	201,600,000	
第 2 4 7 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	163,940,000	
第 2 6 6 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	199,672,000	
第 2 6 9 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	99,581,000	
第 2 7 7 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	71,805,000	
第 2 9 4 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	247,000,000	244,290,410	
第 2 9 6 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	99,231,000	
第 2 9 7 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	112,000,000	110,903,520	
第 3 0 0 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	205,000,000	203,046,350	
第 3 0 1 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	197,782,000	
第 3 0 2 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	92,790,000	
第 3 0 6 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	99,035,000	

第 3 0 9 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	197,980,000	
第 3 1 2 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	282,612,000	
第 3 1 4 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	88,632,000	
第 3 1 6 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	95,712,000	
第 3 2 1 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	98,868,000	
第 3 3 1 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	99,496,000	
第 3 3 9 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	120,000,000	118,447,200	
第 3 4 8 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	196,734,000	
第 3 6 1 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	269,052,000	
第 3 6 3 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	214,000,000	210,507,520	
第 3 8 5 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	96,946,000	
第 3 9 3 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	96,617,000	
第 4 0 0 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	400,000,000	266,696,000	
第 4 0 3 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	120,000,000	115,652,400	
第 4 7 4 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	291,480,000	
第 4 7 7 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	297,060,000	
第 2 回公営企業債券（30年）	300,000,000	334,944,000	
第 3 回地方公共団体金融機構債券（15年）	100,000,000	101,851,000	
第 5 回公営企業債券（30年）	300,000,000	343,821,000	
第 7 回公営企業債券（30年）	200,000,000	228,496,000	
第 8 回公営企業債券（30年）	100,000,000	112,544,000	
第 8 回地方公共団体金融機構債券（20年）	200,000,000	213,794,000	
第 1 0 回地方公共団体金融機構債券（20年）	200,000,000	210,878,000	
第 1 1 回地方公共団体金融機構債券（30年）	200,000,000	136,114,000	
第 1 8 回公営企業債券（20年）	100,000,000	103,167,000	
第 1 9 回地方公共団体金融機構債券（20年）	500,000,000	533,605,000	
第 2 3 回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	105,699,000	

第 2 4 回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	105,901,000	
第 3 4 回地方公共団体金融機構債券（20年）	500,000,000	524,765,000	
第 4 3 回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	99,498,000	
第 4 5 回地方公共団体金融機構債券（20年）	100,000,000	100,025,000	
F 7 7 回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	203,462,000	
第 8 1 回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,597,000	
第 8 2 回政府保証地方公共団体金融機構債券	201,000,000	199,785,960	
第 8 3 回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	198,614,000	
第 8 6 回地方公共団体金融機構債券（20年）	300,000,000	247,035,000	
第 8 8 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,004,000	
第 9 1 回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,038,000	
第 9 5 回政府保証地方公共団体金融機構債券	251,000,000	248,505,060	
第 9 7 回政府保証地方公共団体金融機構債券	359,000,000	355,104,850	
第 9 8 回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	98,945,000	
第 9 9 回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	98,901,000	
第 1 0 5 回政府保証地方公共団体金融機構債券	110,000,000	108,608,500	
第 1 1 1 回政府保証地方公共団体金融機構債券	156,000,000	153,616,320	
第 1 1 3 回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	98,404,000	
第 1 1 6 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	97,622,000	
第 1 1 9 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	97,283,000	
第 1 2 0 回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	96,878,000	
F 1 4 3 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,946,000	
第 1 6 9 回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	194,766,000	
第 1 7 0 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	97,141,000	
F 2 0 2 回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	201,072,000	
F 2 0 6 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,258,000	
F 2 0 8 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,406,000	
F 2 1 4 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,751,000	
F 2 2 6 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,508,000	
F 2 4 6 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,270,000	
F 4 4 1 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	98,760,000	
第 2 9 回首都高速道路株式会社社債	100,000,000	98,911,000	

第 3 3 回首都高速道路株式会社社債	200,000,000	198,064,000	
第 2 7 回阪神高速道路株式会社社債	100,000,000	99,108,000	
第 2 8 回阪神高速道路株式会社社債	100,000,000	99,499,000	
第 3 0 回阪神高速道路株式会社社債	300,000,000	297,621,000	
第 3 1 回阪神高速道路株式会社社債	100,000,000	99,584,000	
第 4 回株式会社日本政策金融公庫社債	100,000,000	106,671,000	
第 1 8 回株式会社日本政策金融公庫社債	100,000,000	108,268,000	
第 4 0 回政府保証日本政策金融公庫債券	126,000,000	125,238,960	
第 4 4 回政府保証日本政策金融公庫債券	117,000,000	115,900,200	
第 4 6 回政府保証日本政策金融公庫債券	100,000,000	98,940,000	
第 4 7 回政府保証日本政策金融公庫債券	210,000,000	207,154,500	
第 5 3 回政府保証日本政策金融公庫債券	187,000,000	184,045,400	
第 1 1 7 回都市再生債券	200,000,000	199,876,000	
第 1 5 9 回都市再生債券	200,000,000	102,188,000	
第 1 6 1 回都市再生債券	100,000,000	56,901,000	
第 1 7 1 回都市再生債券	200,000,000	117,358,000	
第 1 9 1 回都市再生債券	100,000,000	80,140,000	
第 1 7 回政府保証民間都市開発債券	300,000,000	298,746,000	
第 6 2 回独立行政法人福祉医療機構債券	100,000,000	96,596,000	
第 2 3 回政府保証中部国際空港債券	104,000,000	103,371,840	
第 2 回貸付債権担保 T 種住宅金融支援機構債券	75,066,000	73,999,312	
第 3 回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	103,775,000	
第 3 回貸付債権担保 T 種住宅金融支援機構債券	52,874,000	52,206,201	
第 4 回一般担保住宅金融公庫債券	100,000,000	103,691,000	
第 4 回貸付債権担保 T 種住宅金融支援機構債券	92,118,000	90,651,481	
第 6 回貸付債権担保 T 種住宅金融支援機構債券	105,603,000	103,426,522	
第 7 回貸付債権担保 T 種住宅金融支援機構債券	37,598,000	36,906,572	
第 8 回貸付債権担保 T 種住宅金融支援機構債券	133,836,000	130,958,526	
第 9 回貸付債権担保 T 種住宅金融支援機構債券	91,524,000	89,655,079	
第 1 2 回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	104,978,000	
第 2 3 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	12,526,000	12,827,500	
第 2 4 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	12,010,000	12,278,663	

第 2 5 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	13,659,000	14,066,038	
第 2 8 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	15,750,000	16,224,232	
第 2 9 回政府保証住宅金融支援機構債券	600,000,000	588,354,000	
第 3 0 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	16,609,000	17,161,249	
第 3 1 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	16,942,000	17,473,131	
第 3 4 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	35,462,000	36,557,066	
第 3 6 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	15,819,000	16,250,542	
第 4 5 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	16,401,000	16,842,678	
第 4 6 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	15,982,000	16,423,582	
第 4 8 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	15,146,000	15,556,759	
第 5 0 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	31,932,000	32,675,696	
第 5 1 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	16,904,000	17,302,596	
第 5 5 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	22,636,000	23,092,341	
第 5 6 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	21,576,000	22,011,619	
第 5 7 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	21,715,000	22,170,146	
第 6 0 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	46,620,000	47,404,148	
第 6 6 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	58,502,000	58,780,469	
第 6 7 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	30,397,000	30,463,873	
第 6 8 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	94,272,000	95,205,292	
第 6 9 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	31,899,000	32,240,319	
第 7 0 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	27,599,000	27,930,739	
第 7 2 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	26,321,000	26,443,392	
第 7 3 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	31,216,000	31,598,083	
第 7 5 回一般担保住宅金融支援機構債券	150,000,000	161,676,000	
第 7 8 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	81,099,000	81,475,299	
第 7 9 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	110,140,000	110,499,056	
第 8 4 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	31,970,000	31,888,156	
第 8 5 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	33,552,000	33,439,600	
第 8 7 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	34,499,000	34,231,287	
第 8 8 回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	106,687,000	
第 8 9 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	107,793,000	106,777,589	
第 9 0 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	37,189,000	36,691,039	
第 9 2 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	78,984,000	77,118,397	
第 9 4 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	44,870,000	43,836,195	
第 9 6 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	47,713,000	46,334,571	
第 9 6 回一般担保住宅金融支援機構債券	300,000,000	306,585,000	

第 9 7 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	46,957,000	45,844,588	
第 9 8 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	147,804,000	144,595,175	
第 9 9 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	99,522,000	97,128,495	
第 1 0 0 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	48,649,000	47,372,936	
第 1 0 4 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	52,306,000	50,802,202	
第 1 0 8 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	58,476,000	54,742,892	
第 1 1 3 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	63,915,000	59,949,074	
第 1 1 4 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	63,039,000	58,928,226	
第 1 1 5 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	63,775,000	59,796,077	
第 1 1 6 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	64,127,000	60,371,722	
第 1 1 7 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	64,473,000	60,520,160	
第 1 1 9 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	129,080,000	121,216,446	
第 1 2 2 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	66,612,000	62,262,902	
第 1 2 3 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	266,692,000	249,375,688	
第 1 2 4 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	66,138,000	61,643,922	
第 1 2 5 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	66,061,000	61,565,548	
第 1 2 6 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	67,014,000	62,430,912	
第 1 2 7 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	136,850,000	127,066,593	
第 1 2 8 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	133,572,000	124,376,903	
第 1 2 9 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	137,722,000	128,337,622	
第 1 3 0 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	68,724,000	63,884,455	
第 1 3 1 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	136,692,000	126,684,778	
第 1 3 3 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	68,998,000	64,032,903	
第 1 3 4 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	139,474,000	128,949,291	
第 1 3 5 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	139,146,000	128,619,605	
第 1 3 5 回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	103,211,000	

第 1 3 7 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	70,842,000	65,831,345	
第 1 3 8 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	70,260,000	65,471,781	
第 1 4 0 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	70,148,000	64,704,515	
第 1 4 2 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	145,608,000	133,489,046	
第 1 4 3 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	73,026,000	66,807,105	
第 1 4 4 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	72,011,000	66,005,282	
第 1 4 5 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	147,820,000	135,091,219	
第 1 4 6 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	74,569,000	67,572,936	
第 1 4 8 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	226,848,000	204,233,522	
第 1 4 9 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	153,424,000	138,017,161	
第 1 5 3 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	77,950,000	71,211,222	
第 1 5 4 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	78,962,000	71,889,373	
第 1 5 8 回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	99,769,000	
第 1 6 0 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	161,760,000	147,402,182	
第 1 6 2 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	81,716,000	74,442,458	
第 1 6 3 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	164,822,000	150,004,502	
第 1 6 4 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	166,964,000	151,559,901	
第 1 6 5 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	82,619,000	75,241,949	
第 1 6 6 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	166,186,000	151,998,701	
第 1 6 8 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	165,458,000	151,039,989	
第 1 6 9 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	84,469,000	76,973,220	
第 1 7 1 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	85,326,000	77,376,176	
第 1 7 2 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	255,117,000	231,289,072	
第 1 7 3 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	85,358,000	77,436,777	
第 1 7 5 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	87,164,000	79,315,753	

第 1 7 8 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	86,805,000	79,825,878	
第 1 8 1 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	88,306,000	81,255,648	
第 1 8 3 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	88,824,000	81,809,568	
第 1 8 4 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	179,908,000	165,218,511	
第 1 8 7 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	91,286,000	85,824,358	
第 1 8 8 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	181,084,000	174,412,865	
第 1 9 1 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	91,679,000	88,140,190	
第 1 9 2 回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	87,368,000	
第 1 9 3 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	91,490,000	88,146,040	
第 1 9 4 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	92,608,000	89,057,409	
第 1 9 6 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	188,830,000	182,878,078	
第 1 9 7 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	94,961,000	92,365,715	
第 1 9 9 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	94,868,000	92,649,986	
第 2 0 6 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	98,282,000	97,867,249	
第 2 0 8 回一般担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	197,866,000	
第 2 9 9 回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	57,431,000	
第 3 2 0 回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	68,495,000	
第 3 5 4 回一般担保住宅金融支援機構債券	300,000,000	278,715,000	
第 3 5 6 回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	95,144,000	
い第 8 4 7 号商工債	100,000,000	99,453,000	
い第 8 5 0 号商工債	200,000,000	198,544,000	
い第 8 7 6 号商工債	400,000,000	394,032,000	
い第 8 7 8 号商工債	100,000,000	98,331,000	
い第 8 8 8 号商工債	200,000,000	199,086,000	
第 3 7 6 回信金中金債（5 年）	100,000,000	99,271,000	
第 3 7 9 回信金中金債（5 年）	100,000,000	99,060,000	
第 3 8 4 回信金中金債（5 年）	200,000,000	197,438,000	
第 3 8 5 回信金中金債（5 年）	400,000,000	394,728,000	
第 3 9 4 回信金中金債（5 年）	100,000,000	98,476,000	
第 4 1 1 回信金中金債（5 年）	200,000,000	197,388,000	

	第 1 6 号商工債（10 年）	100,000,000	99,846,000	
	第 2 0 回アンデス開発公社円貨債券（2023）	300,000,000	297,957,000	
	第 2 1 回国際協力機構債券	100,000,000	105,843,000	
	第 6 4 回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	96,645,000	
	第 6 7 回東日本高速道路株式会社社債	200,000,000	193,798,000	
	第 7 3 回東日本高速道路株式会社社債	500,000,000	482,705,000	
	第 8 6 回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	98,735,000	
	第 1 0 6 回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	98,679,000	
	第 1 1 1 回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,212,000	
	第 1 1 4 回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,733,000	
	第 9 8 回中日本高速道路株式会社社債	200,000,000	198,712,000	
	第 1 0 0 回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	98,817,000	
	第 1 0 1 回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	98,879,000	
	第 1 0 3 回中日本高速道路株式会社社債	400,000,000	397,300,000	
	第 1 0 4 回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	98,978,000	
	第 1 0 5 回中日本高速道路株式会社社債	200,000,000	198,408,000	
	第 1 0 7 回中日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,692,000	
	第 7 1 回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	98,979,000	
	第 7 4 回西日本高速道路株式会社社債	200,000,000	198,838,000	
	第 7 7 回西日本高速道路株式会社社債	200,000,000	197,656,000	
	第 7 8 回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	98,643,000	
	第 8 0 回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,016,000	
	第 8 2 回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,249,000	
	第 8 5 回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	98,882,000	
	第 9 1 回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	100,044,000	
	第 9 3 回西日本高速道路株式会社社債	300,000,000	297,867,000	
	第 9 2 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	99,009,000	
	第 1 2 7 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	200,000,000	184,924,000	
特殊債券合計		37,446,499,000	36,294,173,822	
社債券	第 4 1 回フランス相互信用連合銀行（B F C M）円貨社債	200,000,000	199,378,000	
	第 1 4 回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債	100,000,000	99,114,000	
	第 3 2 回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債	200,000,000	198,998,000	
	第 3 3 回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債	100,000,000	98,877,000	

一円貨社債			
第19回クレディ・アグリコル・エス・エー 円貨社債	400,000,000	398,212,000	
第3回韓国輸出入銀行保証株式会社大韓航空 円貨社債（2023）	100,000,000	99,347,000	
第8回ビー・エヌ・ピー・パリバ円貨社債 （2023）	400,000,000	397,480,000	
第12回オーストラリア・ニュージーランド 銀行円貨社債	100,000,000	99,633,000	
第39回大成建設株式会社無担保社債	100,000,000	96,150,000	
第24回清水建設株式会社無担保社債	100,000,000	98,502,000	
第32回清水建設株式会社無担保社債	100,000,000	98,902,000	
第9回五洋建設株式会社無担保社債	100,000,000	98,908,000	
第24回大和ハウス工業株式会社無担保社債	300,000,000	297,063,000	
第25回大和ハウス工業株式会社無担保社債	100,000,000	95,157,000	
第2回DM三井製糖ホールディングス株式会 社無担保社債	100,000,000	99,615,000	
第19回アサヒグループホールディングス株 式会社無担保社債	100,000,000	99,536,000	
第19回キリンホールディングス株式会 社無担保社債	200,000,000	198,134,000	
第12回サントリーホールディングス株式会 社無担保社債	100,000,000	96,759,000	
第27回株式会社ニチレイ無担保社債	200,000,000	198,574,000	
第7回日鉄興和不動産株式会社無担保社債	100,000,000	99,959,000	
第8回中央日本土地建物グループ株式会 社無担保社債	100,000,000	98,730,000	
第9回中央日本土地建物グループ株式会 社無担保社債	100,000,000	99,147,000	
第6回ヒューリック株式会社無担保社債	100,000,000	97,922,000	
第11回ヒューリック株式会社無担保社債	100,000,000	99,347,000	
第10回J．フロント リテイリング株式会 社無担保社債	100,000,000	98,144,000	
第25回東急不動産ホールディングス株式会 社無担保社債	100,000,000	97,325,000	
第27回東急不動産ホールディングス株式会 社無担保社債	100,000,000	99,467,000	
第28回東急不動産ホールディングス株式会 社無担保社債	100,000,000	99,328,000	
第14回株式会社セブン&アイ・ホールディ ングス無担保社債	200,000,000	199,026,000	
第16回株式会社セブン&アイ・ホールディ ングス無担保社債	100,000,000	99,327,000	
第17回株式会社セブン&アイ・ホールディ ングス無担保社債	100,000,000	99,037,000	

第35回王子ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	98,077,000	
第9回株式会社クレハ無担保社債	100,000,000	99,394,000	
第4回エア・ウォーター株式会社無担保社債	100,000,000	97,988,000	
第56回三井化学株式会社無担保社債	100,000,000	99,530,000	
第24回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	100,000,000	98,216,000	
第32回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	200,000,000	197,232,000	
第42回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	100,000,000	78,437,000	
第4回株式会社野村総合研究所無担保社債	100,000,000	98,241,000	
第14回株式会社野村総合研究所無担保社債	100,000,000	99,102,000	
第6回株式会社電通無担保社債	200,000,000	194,372,000	
第2回株式会社ADEKA無担保社債	100,000,000	98,943,000	
第16回武田薬品工業株式会社無担保社債	300,000,000	283,752,000	
第1回アステラス製薬株式会社無担保社債	100,000,000	99,636,000	
第3回アステラス製薬株式会社無担保社債	200,000,000	198,558,000	
第10回テルモ株式会社無担保社債	300,000,000	298,551,000	
第2回大塚ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,433,000	
第10回関西ペイント株式会社無担保社債	200,000,000	199,648,000	
第23回株式会社オリエンタルランド無担保社債	100,000,000	99,271,000	
第13回ヤフー株式会社無担保社債	100,000,000	95,261,000	
第2回サワイグループホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,041,000	
第20回富士フイルムホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	199,336,000	
第4回ENEOSホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	96,515,000	
第11回株式会社ブリヂストン無担保社債	100,000,000	98,779,000	
第13回株式会社ブリヂストン無担保社債	100,000,000	99,306,000	
第14回株式会社ブリヂストン無担保社債	100,000,000	97,562,000	
第11回住友理工株式会社無担保社債	100,000,000	96,147,000	
第20回住友大阪セメント株式会社無担保社債	100,000,000	99,869,000	
第2回日本製鉄株式会社無担保社債	100,000,000	99,153,000	
第34回住友金属鉱山株式会社無担保社債	100,000,000	98,407,000	
第17回株式会社LIXIL無担保社債	100,000,000	99,803,000	
第15回株式会社小松製作所無担保社債	100,000,000	99,208,000	

第 1 7 回株式会社クボタ無担保社債	100,000,000	97,603,000	
第 5 9 回日本精工株式会社無担保社債	100,000,000	99,397,000	
第 1 7 回株式会社日立製作所無担保社債	100,000,000	101,953,000	
第 2 0 回株式会社日立製作所無担保社債	100,000,000	96,431,000	
第 2 3 回株式会社日立製作所無担保社債	100,000,000	98,778,000	
第 1 回株式会社安川電機無担保社債	100,000,000	99,023,000	
第 2 2 回セイコーエプソン株式会社無担保社債	100,000,000	96,085,000	
第 2 1 回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	99,419,000	
第 2 3 回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	95,707,000	
第 2 6 回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	99,983,000	
第 3 7 回ソニーグループ株式会社無担保社債	200,000,000	199,294,000	
第 3 9 回ソニーグループ株式会社無担保社債	500,000,000	495,905,000	
第 1 8 回株式会社デンソー無担保社債	100,000,000	98,387,000	
第 3 5 回三菱重工業株式会社無担保社債	100,000,000	98,703,000	
第 2 2 回 J A 三井リース株式会社無担保社債	100,000,000	98,784,000	
第 2 7 回 J A 三井リース株式会社無担保社債	100,000,000	99,069,000	
第 2 8 回 J A 三井リース株式会社無担保社債	100,000,000	98,432,000	
第 2 9 回 J A 三井リース株式会社無担保社債	200,000,000	199,196,000	
第 3 1 回 J A 三井リース株式会社無担保社債	100,000,000	99,396,000	
第 3 0 回いすゞ自動車株式会社無担保社債	100,000,000	99,297,000	
第 3 2 回いすゞ自動車株式会社無担保社債	200,000,000	197,440,000	
第 2 7 回トヨタ自動車株式会社無担保社債	200,000,000	191,240,000	
第 3 2 回マツダ株式会社無担保社債	100,000,000	100,021,000	
第 8 回株式会社 S U B A R U 無担保社債	100,000,000	99,145,000	
第 1 回オリックス銀行株式会社無担保社債	100,000,000	99,184,000	
第 4 回オリックス銀行株式会社無担保社債	200,000,000	198,788,000	
第 9 回凸版印刷株式会社無担保社債	100,000,000	91,026,000	
第 6 回大日本印刷株式会社無担保社債	100,000,000	82,539,000	
第 1 0 8 回丸紅株式会社無担保社債	100,000,000	98,776,000	
第 1 1 9 回丸紅株式会社無担保社債	100,000,000	99,377,000	
第 7 0 回三井物産株式会社無担保社債	100,000,000	106,438,000	
第 7 3 回三井物産株式会社無担保社債	200,000,000	194,182,000	
第 5 3 回住友商事株式会社無担保社債	100,000,000	98,627,000	
第 5 6 回住友商事株式会社無担保社債	100,000,000	98,043,000	
第 6 0 回住友商事株式会社無担保社債	200,000,000	191,422,000	

第3回岩谷産業株式会社無担保社債	100,000,000	97,775,000	
第43回株式会社丸井グループ無担保社債	200,000,000	197,908,000	
第44回株式会社丸井グループ無担保社債	100,000,000	98,374,000	
第99回株式会社クレディセゾン無担保社債	100,000,000	98,406,000	
第106回株式会社クレディセゾン無担保社債	200,000,000	199,422,000	
第22回三菱UFJフィナンシャル・グループ無担保社債（劣後特	100,000,000	96,105,000	
第24回株式会社りそなホールディングス無担保社債	100,000,000	98,673,000	
第23回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	107,248,000	
第88回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債	100,000,000	103,633,000	
第41回芙蓉総合リース株式会社無担保社債	100,000,000	99,311,000	
第9回みずほリース株式会社無担保社債	100,000,000	97,344,000	
第16回N T Tファイナンス株式会社無担保社債	200,000,000	198,916,000	
第18回N T Tファイナンス株式会社無担保社債	400,000,000	386,792,000	
第25回N T Tファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	98,360,000	
第26回N T Tファイナンス株式会社無担保社債	200,000,000	193,534,000	
第30回N T Tファイナンス株式会社無担保社債	300,000,000	298,659,000	
第34回N T Tファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	101,351,000	
第38回N T Tファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	99,569,000	
第34回東京センチュリー株式会社無担保社債	100,000,000	97,368,000	
第57回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	100,000,000	99,121,000	
第86回株式会社ホンダファイナンス無担保社債	300,000,000	299,376,000	
第41回リコーリース株式会社無担保社債	100,000,000	99,123,000	
第44回リコーリース株式会社無担保社債	100,000,000	99,638,000	
第47回リコーリース株式会社無担保社債	100,000,000	99,113,000	
第17回イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	100,000,000	98,885,000	
第32回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	99,022,000	
第35回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	98,674,000	
第38回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	99,458,000	
第39回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	98,945,000	

第 8 0 回日立キャピタル株式会社無担保社債	100,000,000	96,196,000	
第 2 1 2 回オリックス株式会社無担保社債	100,000,000	99,227,000	
第 3 6 回三井住友ファイナンス&リース株式会社無担保社債	200,000,000	198,396,000	
第 4 2 回三井住友ファイナンス&リース株式会社無担保社債	200,000,000	198,802,000	
第 5 2 回三菱UFJリース株式会社無担保社債	200,000,000	197,318,000	
第 5 6 回三菱UFJリース株式会社無担保社債	100,000,000	98,564,000	
第 6 4 回三菱UFJリース株式会社無担保社債	100,000,000	98,053,000	
第 3 1 回株式会社大和証券グループ本社無担保社債	100,000,000	98,346,000	
第 3 9 回株式会社大和証券グループ本社無担保社債	100,000,000	99,175,000	
第 3 回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	98,699,000	
第 5 回野村ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	197,934,000	
第 7 回野村ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	198,752,000	
第 7 回三井住友海上火災保険株式会社無担保社債	200,000,000	197,414,000	
第 6 6 回三井不動産株式会社無担保社債	200,000,000	198,942,000	
第 8 4 回三井不動産株式会社無担保社債	200,000,000	196,238,000	
第 8 6 回三井不動産株式会社無担保社債	200,000,000	187,692,000	
第 1 2 0 回三菱地所株式会社無担保社債	200,000,000	197,224,000	
第 1 3 1 回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	82,936,000	
第 1 3 5 回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	94,972,000	
第 1 0 9 回住友不動産株式会社無担保社債	100,000,000	95,241,000	
第 1 7 回日本ビルファンド投資法人無担保投資法人債	100,000,000	86,388,000	
第 1 3 2 回東武鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	95,912,000	
第 1 3 5 回東武鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	99,392,000	
第 8 6 回東京急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	76,101,000	
第 8 9 回東京急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	87,193,000	
第 4 5 回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	83,007,000	
第 8 4 回小田急電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	83,857,000	
第 8 6 回小田急電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	69,491,000	
第 4 2 回京王電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	83,969,000	
第 5 1 回京成電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	98,158,000	

第 4 7 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	103,225,000	
第 5 7 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	212,292,000	
第 1 0 9 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	98,999,000	
第 1 1 5 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	98,934,000	
第 1 2 5 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	79,567,000	
第 1 3 3 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	67,945,000	
第 1 4 7 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	96,580,000	
第 1 5 9 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	68,883,000	
第 1 6 5 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	81,682,000	
第 1 7 2 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	59,102,000	
第 1 7 回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	105,403,000	
第 4 6 回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	64,866,000	
第 5 0 回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	77,809,000	
第 7 5 回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	81,445,000	
第 4 7 回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	107,582,000	
第 7 1 回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	96,412,000	
第 7 2 回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	100,328,000	
第 3 1 回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	67,683,000	
第 3 7 回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	56,522,000	
第 4 0 回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	46,299,000	
第 5 4 回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	60,017,000	
第 5 6 回東京地下鉄株式会社社債	100,000,000	71,788,000	
第 5 3 回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	139,510,000	
第 5 6 回名古屋鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	87,240,000	
第 1 3 回日本航空株式会社無担保社債	100,000,000	99,881,000	
第 2 5 回KDD I 株式会社無担保社債	100,000,000	97,739,000	
第 3 2 回KDD I 株式会社無担保社債	100,000,000	99,684,000	
第 2 1 回ソフトバンク株式会社無担保社債	100,000,000	98,481,000	
第 2 6 回ソフトバンク株式会社無担保社債	200,000,000	199,326,000	

第 3 1 回株式会社光通信無担保社債	200,000,000	167,822,000	
第 3 3 回株式会社光通信無担保社債	100,000,000	92,039,000	
第 3 6 回株式会社光通信無担保社債	100,000,000	90,869,000	
第 5 1 9 回中部電力株式会社社債	100,000,000	90,664,000	
第 5 4 0 回中部電力株式会社社債	100,000,000	81,127,000	
第 5 4 5 回中部電力株式会社社債	100,000,000	95,188,000	
第 5 0 8 回関西電力株式会社社債	100,000,000	99,184,000	
第 5 1 0 回関西電力株式会社社債	200,000,000	198,364,000	
第 5 1 1 回関西電力株式会社社債	100,000,000	98,886,000	
第 5 2 4 回関西電力株式会社社債	100,000,000	98,525,000	
第 5 3 6 回関西電力株式会社社債	100,000,000	96,308,000	
第 5 3 8 回関西電力株式会社社債	100,000,000	95,849,000	
第 5 5 0 回関西電力株式会社社債	100,000,000	98,993,000	
第 3 9 8 回中国電力株式会社社債	100,000,000	99,010,000	
第 4 0 0 回中国電力株式会社社債	100,000,000	98,682,000	
第 4 1 6 回中国電力株式会社社債	200,000,000	194,784,000	
第 4 2 5 回中国電力株式会社社債	100,000,000	96,394,000	
第 4 4 8 回中国電力株式会社社債	300,000,000	290,442,000	
第 4 5 7 回中国電力株式会社社債	100,000,000	99,717,000	
第 3 2 2 回北陸電力株式会社社債	100,000,000	98,935,000	
第 3 2 3 回北陸電力株式会社社債	100,000,000	89,527,000	
第 3 3 0 回北陸電力株式会社社債	200,000,000	194,654,000	
第 3 3 9 回北陸電力株式会社社債	200,000,000	178,052,000	
第 4 9 6 回東北電力株式会社社債	100,000,000	98,724,000	
第 5 0 8 回東北電力株式会社社債	100,000,000	97,949,000	
第 5 2 1 回東北電力株式会社社債	200,000,000	193,880,000	
第 5 2 7 回東北電力株式会社社債	100,000,000	95,325,000	
第 5 3 5 回東北電力株式会社社債	100,000,000	97,562,000	
第 3 0 9 回四国電力株式会社社債	100,000,000	96,830,000	
第 3 1 4 回四国電力株式会社社債	100,000,000	95,009,000	
第 4 4 9 回九州電力株式会社社債	200,000,000	198,248,000	
第 4 6 5 回九州電力株式会社社債	100,000,000	98,225,000	
第 4 6 8 回九州電力株式会社社債	100,000,000	98,369,000	
第 4 7 6 回九州電力株式会社社債	100,000,000	97,739,000	
第 4 8 4 回九州電力株式会社社債	200,000,000	193,660,000	
第 4 8 9 回九州電力株式会社社債	100,000,000	96,887,000	

第494回九州電力株式会社社債	100,000,000	94,957,000	
第516回九州電力株式会社社債	200,000,000	193,628,000	
第332回北海道電力株式会社社債	100,000,000	91,782,000	
第340回北海道電力株式会社社債	100,000,000	99,196,000	
第350回北海道電力株式会社社債	100,000,000	86,764,000	
第385回北海道電力株式会社社債	100,000,000	97,620,000	
第44回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	88,739,000	
第50回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	98,963,000	
第57回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	98,113,000	
第77回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	99,000,000	
第84回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	99,730,000	
第86回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	96,869,000	
第31回東京電力パワーグリッド株式会社社債	200,000,000	197,574,000	
第39回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	98,727,000	
第42回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	96,942,000	
第45回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	96,395,000	
第48回東京電力パワーグリッド株式会社社債	300,000,000	263,574,000	
第64回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	99,596,000	
第67回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	92,690,000	
第69回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	100,426,000	
第75回東京電力パワーグリッド株式会社社債	100,000,000	101,003,000	
第9回株式会社JERA無担保社債	100,000,000	95,311,000	
第22回株式会社JERA無担保社債	200,000,000	198,404,000	
第4回東京電力リニューアブルパワー株式会社無担保社債	100,000,000	99,293,000	
第5回東京電力リニューアブルパワー株式会社無担保社債	100,000,000	97,929,000	
第64回東京瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	68,659,000	
第65回東京瓦斯株式会社無担保社債	200,000,000	192,146,000	
第41回大阪瓦斯株式会社無担保社債	200,000,000	190,518,000	
第42回大阪瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	81,175,000	
第7回株式会社ファーストリテイリング無担保社債	200,000,000	196,690,000	

社債券合計	32,600,000,000	31,283,707,000	
合計		671,499,695,958	

(注)備考欄の代用有価証券の数値は額面を表示しております。代用有価証券の担保差入額面には、約定未受渡券面額を含んでおります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【SMT 国内債券インデックス・オープン】

【純資産額計算書】

(2024年11月29日現在)

I 資産総額	22,436,425,344円
II 負債総額	20,155,582円
III 純資産総額 (I - II)	22,416,269,762円
IV 発行済口数	20,688,211,482口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.0835円
(1万口当たり純資産額)	(10,835円)

(参考)

国内債券インデックス マザーファンド

純資産額計算書

(2024年11月29日現在)

I 資産総額	759,141,455,051円
II 負債総額	50,769,462,520円
III 純資産総額 (I - II)	708,371,992,531円
IV 発行済口数	543,152,783,629口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.3042円
(1万口当たり純資産額)	(13,042円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限

該当事項はありません。

(4) 振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

① 受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

② 受益権の譲渡

イ. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ. 上記イ. の申請のある場合には、上記イ. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ. 上記イ. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

④ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者）に支払います。

⑥ 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（2024年11月29日現在）

資本金の額 : 20 億円

発行可能株式総数 : 12,000 株

発行済株式総数 : 3,000 株

最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

会社取締役（監査等委員である取締役を除く。）を10名以内、監査等委員である取締役を5名以内おきます。取締役は、株主総会において選任され、又は解任されます。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別するものとします。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、監査等委員以外取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。また、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となります。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役に對して会日の3日前までに招集通知を発します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

[PLAN（計画）]

運用企画部担当役員を委員長とする運用・リスク委員会において、ファンドの運用戦略や運用スタイルなどを決定します。運用・リスク委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが運用仕様・ガイドラインに基づき、運用の執行に関する方針を運用計画として策定しま

す。

[D0（実行）]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の執行、ファンドの運用状況管理を行います。

各運用部の部長等は、各ファンドマネジャーの運用実施状況を確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

[CHECK（検証・評価）]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用・リスク委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した運用監理部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN－D0－CHECK の PDC サイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

委託会社の機構は 2025 年 2 月 10 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

2024 年 11 月 29 日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	532	15,942,848
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	58	202,419
単位型公社債投資信託	52	172,709
合計	642	16,317,975

3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

また、委託者の中間財務諸表は財務諸表等規則並びに同規則第 2 条、第 282 条及び第 306 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 委託者は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 38 期事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第 39 期事業年度の中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024 年 6 月 3 日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

三 上 和 彦

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

田 中 洋 一

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 38 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の 2024 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要

な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		23,067		14,909
金銭の信託		14,693		18,596
前払費用		198		429
未収委託者報酬		9,147		10,943
未収運用受託報酬		5,815		5,967
未収収益		176		185
短期差入証拠金		3,541		3,660
その他		1,566		4,074
流動資産合計		58,207		58,767
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	255	※1	219
器具備品	※1	560	※1	436
有形固定資産合計		816		655
無形固定資産				
ソフトウェア		7,203		7,463
その他		40		61
無形固定資産合計		7,244		7,524
投資その他の資産				
投資有価証券		4,063		5,753
関係会社株式		5,636		6,077
繰延税金資産		1,181		1,196
その他		31		31
投資その他の資産合計		10,911		13,058
固定資産合計		18,972		21,238
資産合計		77,179		80,005

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	49	86
未払金	7,174	8,475
未払収益分配金	0	0
未払手数料	4,586	5,524
その他未払金	2,588	2,951
未払費用	1,089	797
未払法人税等	726	694
賞与引当金	613	719
その他	303	957
流動負債合計	9,958	11,730
固定負債		
退職給付引当金	904	975
資産除去債務	153	154
その他	27	42
固定負債合計	1,086	1,171
負債合計	11,044	12,902
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	17,239	17,239
資本剰余金合計	17,239	17,239
利益剰余金		
利益準備金	500	500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100	2,100
繰越利益剰余金	44,755	45,974
利益剰余金合計	47,355	48,574
株主資本合計	66,595	67,813
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	49	360
繰延ヘッジ損益	△510	△1,071
評価・換算差額等合計	△460	△710
純資産合計	66,134	67,103
負債・純資産合計	77,179	80,005

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	40,724	44,551
運用受託報酬	10,918	11,077
その他営業収益	351	356
営業収益合計	51,993	55,985
営業費用		
支払手数料	20,123	22,341
広告宣伝費	307	342
公告費	2	0
調査費	5,309	5,796
調査費	1,104	1,172
委託調査費	4,191	4,610
図書費	13	14
営業雑経費	5,842	5,887
通信費	77	78
印刷費	419	439
協会費	58	56
諸会費	38	29
情報機器関連費	5,153	5,193
その他営業雑経費	94	89
営業費用合計	31,585	34,369
一般管理費		
給料	6,451	6,981
役員報酬	318	385
給料・手当	5,144	5,432
賞与	987	1,163
退職給付費用	252	278
福利費	671	747
交際費	7	13
旅費交通費	122	191
租税公課	289	276
不動産賃借料	327	328
寄付金	—	0
減価償却費	1,698	2,239
業務委託費	1,277	1,544
諸経費	1,454	1,637
一般管理費合計	12,553	14,239
営業利益	7,854	7,376

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
営業外収益		
受取利息	57	138
収益分配金	4	0
金銭の信託運用益	—	4,007
投資有価証券売却益	738	1
投資有価証券償還益	121	1
デリバティブ利益	565	—
その他	11	12
営業外収益合計	1,499	4,162
営業外費用		
金銭の信託運用損	158	—
投資有価証券売却損	16	33
投資有価証券償還損	—	1
為替差損	1,227	1,273
デリバティブ費用	—	3,613
その他	32	3
営業外費用合計	1,435	4,925
経常利益	7,918	6,613
税引前当期純利益	7,918	6,613
法人税、住民税及び事業税	2,350	1,931
法人税等調整額	119	95
法人税等合計	2,470	2,027
当期純利益	5,448	4,585

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2, 100	41, 948	44, 548	63, 788
当期変動額					
剰余金の配当			△2, 641	△2, 641	△2, 641
当期純利益			5, 448	5, 448	5, 448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	2, 807	2, 807	2, 807
当期末残高	500	2, 100	44, 755	47, 355	66, 595

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	941	△509	431	64,219
当期変動額				
剰余金の配当				△2,641
当期純利益				5,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△891	△0	△891	△891
当期変動額合計	△891	△0	△891	1,915
当期末残高	49	△510	△460	66,134

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2, 100	44, 755	47, 355	66, 595
当期変動額					
剰余金の配当			△3, 367	△3, 367	△3, 367
当期純利益			4, 585	4, 585	4, 585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	1, 218	1, 218	1, 218
当期末残高	500	2, 100	45, 974	48, 574	67, 813

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	49	△510	△460	66,134
当期変動額				
剰余金の配当				△3,367
当期純利益				4,585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	310	△560	△250	△250
当期変動額合計	310	△560	△250	968
当期末残高	360	△1,071	△710	67,103

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : 発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当事業年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の会計処理

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

9. グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	
建 物	184	百万円	220	百万円
器具備品	681	〃	823	〃
計	866	〃	1,044	〃

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 6 月 23 日 定時株主総会	普通株式	2,641	880,447	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 24 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 23 日 定時株主総会	普通株 式	3,367	利益剰余金	1,122,459	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 26 日

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 23 日 定時株主総会	普通株式	3,367	1,122,459	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 26 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024 年 6 月 20 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の 種類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 20 日 定時株主総会	普通株 式	2,943	利益剰余金	981,032	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 21 日

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、資金運用については、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を金銭の信託及び投資有価証券として保有しているほか、短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため金銭の信託及び投資有価証券の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

これらの必要な資金については、内部留保を充てております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。また、未収運用受託報酬については、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

金銭の信託及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引によりリスクの軽減を図っております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針 8. ヘッジ会計の会計処理」をご参照ください。

未払金については、全て 1 年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、リスク管理に係る基本方針を「リスク管理規程」として定め、以下のとおり、リスク・カテゴリー毎に管理しております。

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権の管理については、顧客ごとに決済期日及び残高を管理し、また自己査定要領に基づき定期的に債権内容の検討を行うことにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、取引相手先として高格付けを有する金融機関に限定しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、自己勘定運用方針にて投資限度額や投資期間等を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。投資信託の為替変動リスクに対しては、それらの一部について為替予約を利用してヘッジしております。また、価格変動リスクを軽減するために、株価指数先物等のデリバティブ取引を利用しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-16 項を適用した組合出資金等及び、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(1) *2、*3 及び（注 2）参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)

区 分	貸借対照表計上額 (百万円) (*1)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託 (*2)	1, 029	12, 703	—	13, 733
投資有価証券 (*3)				
その他有価証券	—	3, 844	—	3, 844
資産計	1, 029	16, 547	—	17, 577
デリバティブ取引 (*4)				
株式関連取引	(10)	—	—	(10)
通貨関連取引	—	(136)	—	(136)
デリバティブ取引計	(10)	(136)	—	(147)

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等 (貸借対照表計上額 960 百万円) は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は 14, 693 百万円であります。

(*3) 投資有価証券のうち、組合出資金等 (貸借対照表計上額 218 百万円) は上記に含めておりません。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)

区 分	貸借対照表計上額 (百万円) (*1)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託 (*2)	1, 530	16, 048	—	17, 579
投資有価証券 (*3)				
その他有価証券	—	4, 517	—	4, 517
資産計	1, 530	20, 565	—	22, 096
デリバティブ取引 (*4)				
株式関連取引	(268)	(262)	—	(530)
通貨関連取引	—	21	—	21
デリバティブ取引計	(268)	(241)	—	(509)

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等 (貸借対照表計上額 1, 017 百万円) は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は 18, 596 百万円であります。

(*3) 投資有価証券のうち、非上場株式 (貸借対照表計上額 876 百万円) 及び組合出資金等 (貸借対照表計上額 359 百万円) は上記に含めておりません。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間 (1 年以内) で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル 1 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスク

の対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル 1 の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

(注 2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
投資有価証券	0	876
関係会社株式	5,636	6,077

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	23,067	—	—	—
未収委託者報酬	9,147	—	—	—
未収運用受託報酬	5,815	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	594	2,144	38

当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	14,909	—	—	—
未収委託者報酬	10,943	—	—	—
未収運用受託報酬	5,967	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	1,829	807	—

(有価証券関係)

1. 子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
子会社株式	5,636	6,077

2. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	986	622	364
小計	986	622	364
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,857	3,150	△292
小計	2,857	3,150	△292
合計	3,844	3,772	71

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	3,394	2,593	800
小計	3,394	2,593	800
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,123	1,410	△287
小計	1,123	1,410	△287
合計	4,517	4,004	513

非上場株式及び組合出資金等は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」に含めておりません。
なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
非上場株式	0	876
組合出資金等	218	359

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	3,429	738	16

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	185	1	33

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2023年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建				
	米ドル	5,923	—	△21	△21
	英ポンド	256	—	△6	△6
	カナダドル	109	—	△1	△1
	スイスフラン	163	—	△2	△2
	香港ドル	202	—	△0	△0
	ユーロ	651	—	△19	△19
	買建				
	米ドル	152	—	3	3
合計		7,458	—	△48	△48

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2024年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建				
	米ドル	6,735	—	4	4
	英ポンド	288	—	0	0
	カナダドル	145	—	△0	△0
	スイスフラン	180	—	0	0
	香港ドル	217	—	0	0
	ユーロ	664	—	3	3
	合計	8,231	—	10	10

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

(2) 株式関連

前事業年度（2023 年 3 月 31 日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	12,195	—	△9	△9
	債券先物取引 売建	182	—	△0	△0
合計		12,378	—	△10	△10

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2024 年 3 月 31 日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,306	—	△268	△268
店頭	トータルリターンスワップ取引 売建	4,184	—	△262	△262
合計		14,490	—	△530	△530

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2023 年 3 月 31 日）

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式			
	米ドル		1,729	—	△6
	英ポンド		3,228	—	△81
	スイスフラン		20	—	△0
	香港ドル		83	—	△0
	ユーロ		21	—	△0
合計			5,082	—	△88

当事業年度（2024 年 3 月 31 日）

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式			
	米ドル		2,126	—	1
	英ポンド		4,586	—	7
	スイスフラン		28	—	0
	香港ドル		83	—	0
	ユーロ		63	—	0
	シンガポールドル		448	—	1
合計			7,337	—	10

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

		(単位：百万円)	
	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
退職給付債務の期首残高	820	911	
勤務費用	133	149	
利息費用	3	3	
数理計算上の差異の発生額	6	11	
退職給付の支払額	△57	△85	
簡便法で計算した退職給付費用	6	1	
退職給付債務の期末残高	911	993	

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

		(単位：百万円)	
	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	
非積立型制度の退職給付債務	911	993	
未認識数理計算上の差異	△6	△17	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	904	975	
退職給付引当金	904	975	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	904	975	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

		(単位：百万円)	
	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
勤務費用	133	149	
利息費用	3	3	
数理差異償却	—	0	
簡便法で計算した退職給付費用	6	1	
確定給付制度に係る退職給付費用	142	155	

(5) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
割引率	0.4%	0.4%	

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 109 百万円、当事業年度 122 百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	
繰延税金資産				
未払事業税	58	百万円	63	百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	187	〃	220	〃
退職給付引当金損金算入限度超過額	277	〃	298	〃
税務上の費用認識差額	412	〃	256	〃
繰延ヘッジ損益	225	〃	472	〃
その他	75	〃	78	〃
繰延税金資産 合計	1,236	〃	1,390	〃
繰延税金負債				
有価証券評価差額	△21	〃	△159	〃
その他	△32	〃	△35	〃
繰延税金負債 合計	△54	〃	△194	〃
繰延税金資産の純額	1,181	〃	1,196	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 7. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	9,887 百万円

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	10,223 百万円

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引 役員の兼任	運用受託報酬	9,593	未収運用受託報酬	5,271
							投信販売代行手数料等	9,445	未払手数料	2,029

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 運用受託報酬

各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

② 投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引 役員の兼任	運用受託報酬	9,926	未収運用受託報酬	5,520
							投信販売代行手数料等	10,187	未払手数料	2,482

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 運用受託報酬

各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

② 投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前事業年度（2023 年 3 月 31 日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（2024 年 3 月 31 日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	22,044,962 円 63 銭	22,367,677 円 92 銭
1 株当たり当期純利益金額	1,816,227 円 49 銭	1,528,527 円 02 銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
当期純利益	5,448 百万円	4,585 百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	5,448 百万円	4,585 百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000 株	3,000 株

独立監査人の中間監査報告書

2024 年 12 月 2 日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三 上 和 彦
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 洋 一
--------------------	-------	---------

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 39 期事業年度の中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の 2024 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間貸借対照表

(単位：百万円)

第 39 期中間会計期間末

(2024 年 9 月 30 日)

資産の部

流動資産

現金及び預金		15,957
金銭の信託		18,219
未収委託者報酬		11,990
未収運用受託報酬		6,429
短期差入証拠金		2,431
その他		4,238
流動資産合計		59,268

固定資産

有形固定資産	※1	592
無形固定資産		
ソフトウェア		6,988
その他		59
無形固定資産合計		7,047

投資その他の資産

投資有価証券		6,615
関係会社株式		6,077
繰延税金資産		1,127
その他		30
投資その他の資産合計		13,850

固定資産合計

21,491

資産合計

80,759

負債の部

流動負債

未払金		8,431
未払法人税等		1,202
賞与引当金		424
その他	※2	2,306
流動負債合計		12,364

固定負債

退職給付引当金		1,035
資産除去債務		154
その他		53
固定負債合計		1,244

負債合計

13,608

(単位：百万円)

第 39 期中間会計期間末

(2024 年 9 月 30 日)

純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		17,239
資本剰余金合計		17,239
利益剰余金		
利益準備金		500
その他利益剰余金		
別途積立金		2,100
繰越利益剰余金		45,816
利益剰余金合計		48,416
株主資本合計		67,655
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		453
繰延ヘッジ損益		△958
評価・換算差額等合計		△504
純資産合計		67,150
負債・純資産合計		80,759

中間損益計算書

(単位：百万円)

第 39 期中間会計期間

(自 2024 年 4 月 1 日

至 2024 年 9 月 30 日)

営業収益		
委託者報酬		24,956
運用受託報酬		6,026
その他営業収益		187
営業収益合計		31,169
営業費用		18,985
一般管理費	※1	7,504
営業利益		4,678
営業外収益	※2	193
営業外費用	※3	976
経常利益		3,896
特別損失		61
税引前中間純利益		3,835
法人税、住民税及び事業税		1,202
法人税等還付税額		△129
法人税等調整額		△22
法人税等合計		1,050
中間純利益		2,785

中間株主資本等変動計算書

第 39 期中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2, 100	45, 974	48, 574	67, 813
当中間期変動額					
剰余金の配当			△2, 943	△2, 943	△2, 943
中間純利益			2, 785	2, 785	2, 785
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	－	－	△157	△157	△157
当中間期末残高	500	2, 100	45, 816	48, 416	67, 655

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	360	△1,071	△710	67,103
当中間期変動額				
剰余金の配当				△2,943
中間純利益				2,785
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	92	112	205	205
当中間期変動額合計	92	112	205	47
当中間期末残高	453	△958	△504	67,150

注記事項

(重要な会計方針)

第 39 期中間会計期間
(自 2024 年 4 月 1 日
至 2024 年 9 月 30 日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手

可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) 金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上してしております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上してしております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : 発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用してしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領してしております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドの AUM に固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領してしております。当該収益は、年 4 回等契約で定められた時期に各ファンドの AUM に固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領してしております。当該収益は、年 4 回等契約で定められた時期に各ファンドの AUM に固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

7. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

第 39 期中間会計期間末 (2024 年 9 月 30 日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	1,128 百万円
※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第 39 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	83 百万円
無形固定資産	1,211 百万円
※2 営業外収益の主要項目	
投資有価証券売却益	149 百万円
※3 営業外費用の主要項目	
金銭の信託運用損	263 百万円
投資有価証券償還損	239 百万円
為替差損	146 百万円
デリバティブ費用	138 百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第 39 期中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額（百万円）	1 株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 20 日 定時株主総会	普通株式	2,943	981,032	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 21 日

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

第 39 期中間会計期間末（2024 年 9 月 30 日）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下、「時価算定適用指針」という。）第 24-3 項を適用した投資信託及び第 24-16 項を適用した組合出資金等は、次表には含まれておりません（(1)*2 及び（注 2）、（注 3）参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	中間貸借対照表計上額 (百万円) (*1)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	2, 561	15, 657	—	18, 219
投資有価証券(*2)				
その他有価証券	—	3, 269	—	3, 269
資産計	2, 561	18, 927	—	21, 488
デリバティブ取引(*3)				
株式関連取引	(281)	(230)	—	(511)
通貨関連取引	—	(286)	—	(286)
デリバティブ取引計	(281)	(517)	—	(798)

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 投資有価証券のうち、非上場株式（中間貸借対照表計上額 876 百万円）、時価算定適用指針第 24-3 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託（中間貸借対照表計上額 1, 991 百万円）及び第 24-16 項を適用した組合出資金等（中間貸借対照表計上額 478 百万円）は上記に含めておりません。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間（1 年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル 1 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。時価算定適用指針第 24-3 項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付していません。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル 1 の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンズワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

(注 2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次の通りであります。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
投資有価証券	876
関係会社株式	6, 077

(注3) 時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報
第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券(その他有価証券)	-	-	△8	2,000	1,991	-	1,991	-

(注) 決算日における解約等に関する制限の主な内容は、一定期間の解約制限があるものが1,991百万円であります。

(有価証券関係)

第39期中間会計期間末(2024年9月30日)

1. 子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	6,077

2. その他有価証券

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	3,010	2,306	704
小計	3,010	2,306	704
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,249	2,306	△57
小計	2,249	2,306	△57
合計	5,260	4,613	647

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額876百万円)及び組合出資金等(中間貸借対照表計上額478百万円)は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

第 39 期中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1)通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建				
	米ドル	5,053	—	△83	△83
	英ポンド	173	—	△5	△5
	カナダドル	130	—	△2	△2
	スイスフラン	74	—	△1	△1
	香港ドル	120	—	△1	△1
	ユーロ	461	—	△9	△9
	買建				
	米ドル	42		△0	△0
	ユーロ	11		△0	△0
合計		6,068	—	△104	△104

(注) 上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

(2)株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,399	—	△281	△281
店頭	トータルリターンスワップ取引 売建	5,524	—	△230	△230
合計		15,923	—	△511	△511

(注) 上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式			
	米ドル		1,833	—	△30
	英ポンド		4,463	—	△137
	スイスフラン		49	—	△0
	香港ドル		95	—	△1
	ユーロ		31	—	△0
	シンガポールドル		433	—	△11
合計			6,906	—	△182

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

第 39 期中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存

在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第 39 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

第 39 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	5,620 百万円

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第 39 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第 39 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第 39 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第 39 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
1 株当たり純資産額	22,383,579 円 15 銭
1 株当たり中間純利益	928,397 円 37 銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記載していません。	

(注) 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 39 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
中間純利益	2,785 百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	2,785 百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000 株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の実取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

2025年2月10日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

追加型証券投資信託
SMT 国内債券インデックス・オープン
約款

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第 18 条にもとづき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として「国内債券インデックス マザーファンド」の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じてわが国の公社債を中心に投資を行い、ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）（以下「NOMURA-BPI 総合インデックス」といいます。）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債に直接投資することもあります。

(2) 投資態度

- ①主として、マザーファンド受益証券に投資し、NOMURA-BPI 総合インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ②投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の実質組入総額と債券先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ③投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ④投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。
- ⑤ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

- ①株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針にもとづき、分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託者が、基準価額水準、市況動向等を考慮して分配金額を決定します。ただし、基準価額が下落した場合や分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
SMT 国内債券インデックス・オープン
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号にもとづく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第17条第1項、第17条第2項および第29条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②第1項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的、金額および限度額）

第3条 委託者は、金14,645,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第48条第1項、第48条第2項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託終了の日または投資信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第3条第1項による受益権については14,645,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等

に再分割できるものとします。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た金額とします。

②この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 28 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 10 条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 11 条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位、価額および手数料）

第 12 条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が委託者の承認を得て定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者に係る収益分配金の再投資の場合は、1 円以上 1 円単位

をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ②第 1 項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項または第 5 項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③第 1 項の受益権の価額は、この投資信託契約締結日以降は、原則として、取得申込受付日の基準価額に、第 4 項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円に、第 4 項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④第 3 項の手数料の額は、指定販売会社が別に定めるところによるものとします。
- ⑤第 3 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約にもとづいて収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、原則として、第 37 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥第 1 項から第 5 項の規定にかかわらず、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②第 1 項の申請のある場合には、第 1 項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、第 1 項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、第 13 条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された国内債券インデックス マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの

13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で第 21 号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するもの、および第 14 号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ②委託者は、信託金を、第 1 項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥委託者は、取得時において、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦第 4 項から第 6 項における投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 29 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条ならびに第 16 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 28 条まで、第 32 条、第 33 条および第 34 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限にもとづいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第 15 条ならびに第 16 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 28 条まで、第 32 条、第 33 条および第 34 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④第 1 項から第 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがつて、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②第 1 項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 20 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

②委託者は、取得時において、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ③第1項および第2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第21条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ②第1項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第22条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしします。

- ②第1項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとしします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第5号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図、目的および範囲）

第23条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

- ②委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産

を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

（スワップ取引の運用指図、目的および範囲）

第 24 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④第 3 項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引の運用指図、目的および範囲）

第 25 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことを指図することができます。

- ②金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対

象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④第 3 項においてマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤金利先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約にもとづく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 26 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②第 1 項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図範囲）

第 27 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算において投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②第 1 項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内

とします。

- ③投資信託財産の一部解約等の事由により、第 2 項の売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第 28 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ②第 1 項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③投資信託財産の一部解約等の事由により、第 2 項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④第 1 項の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 29 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ②受託者は、第 1 項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③第 1 項および第 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 30 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 31 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②第 1 項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第 32 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 33 条 委託者は、第 32 条の規定によるマザーファンド受益証券の一部解約代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

（資金の借入れ）

第 34 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 35 条 委託者の指図にもとづく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 36 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合

で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③第1項および第2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から11月10日までおよび11月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成20年1月9日から平成20年5月12日までとします。

②第1項の規定にかかわらず、第1項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、第1項および第2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第39条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用)

第40条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の37の率を乗じて得た額とします。

②第1項の信託報酬は、毎計算期末および信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、

委託者および受託者間の配分は別に定めるものとします。

- ③第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 42 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ②第 1 項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ③毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 43 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

- ②第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約にもとづいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機

関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 4 営業日目から受益者に支払います。
- ⑤第 1 項、第 3 項および第 4 項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、第 6 項に規定する「各受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第 44 条 受託者は、収益分配金については、第 43 条第 1 項に規定する支払開始日および第 43 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金については第 43 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 43 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ②受託者は、第 1 項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第 45 条 受益者が、収益分配金については第 43 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 43 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(投資信託契約の一部解約)

第 46 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に指定販売会社が委託者の承認を得て定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ②投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④第 3 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から、当該基準価額に 0.05%の率を乗じて得た信託財産留保金を控除した価額とします。
- ⑤委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付

を取り消すことができます。

- ⑥第 5 項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(投資信託契約の解約)

第 48 条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 5 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ③委託者は、第 1 項および第 2 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ④第 3 項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ⑤第 3 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑥第 3 項から第 5 項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から第 5 項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第 49 条 委託者は、監督官庁より、この投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- ②委託者は、監督官庁の命令にもとづいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 53 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 50 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し信託を終了させます。

②第 1 項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 53 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 51 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 52 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 53 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第 53 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、第 1 項の事項（第 1 項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③第 2 項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第 2 項から第 5 項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、

当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦第 1 項から第 6 項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第 54 条 （削除）

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第 54 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。
この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第 55 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 56 条 この投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めま
す。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 20 年 1 月 9 日

委託者 住信アセットマネジメント株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社